

平成24年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成24年9月4日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 矢野 隆行 2番 梶山 幾世  
 3番 井狩 辰也 4番 市木 一郎  
 5番 高橋 繁夫 6番 奥村 治男  
 7番 中島 一雄 8番 丸山 敬二  
 9番 西本 俊吉 10番 坂口 哲哉  
 11番 立入三千男 12番 太田 健一  
 13番 野並 享子 14番 小菅 六雄  
 15番 田中 孝嗣 16番 三和 郁子  
 17番 鈴木 市朗 18番 内田 聡史  
 19番 田中 良隆 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	富田 久和	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部長	佐敷 政紀
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 重則	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	教育部長	新庄 敏雅
教育委員会政策監 (文化振興担当)	千歳 則雄	政策調整部次長	深尾 永司
総務部次長	田中 利昭	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	東郷 達雄	事務局次長	白井 芳治
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

## 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第56号から議第84号まで  
(専決処分につき承認を求めることについて(平成24年度野洲市一般会計補正予算(第2号)他28件)  
質疑
- 第4 議第56号、議第83号及び議第84号  
(専決処分につき承認を求めることについて(平成24年度野洲市一般会計補正予算(第2号)他2件)  
討論、採決
- 第5 議第57号から議第62号まで、議第74号から議第82号まで  
(平成24年度野洲市一般会計補正予算(第3号)他14件)  
常任委員会付託
- 第6 議第63号から議第73号まで  
(平成23年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について  
他10件)  
決算特別委員会付託
- 第7 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(開会)

○議長(田中良隆君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(田中良隆君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配布済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますのでご了承願います。

(日程第2)

○議長(田中良隆君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第12番、太田健一君、第13番、野並享子君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(田中良隆君) 日程第3、議第56号から議第84号まで専決処分につき承認を求めることについて、平成24年度野洲市一般会計補正予算(第2号)他28件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第56号から議第84号までの各議案について質疑を行います。質疑通告書が提出されていますので、順次発言を許します。

まず、第13番、野並享子君。

○13番(野並享子君) おはようございます。それでは、議第63号、平成23年度一般会計歳入歳出決算の認定について質問をいたします。

平成23年度決算は、監査委員の総評に、23年度後半は穏やかに持ち直しているが、欧州政府の債務危機等の影響やデフレの影響等の懸念や、依然として雇用情勢も厳しさが残っていると書いています。野洲市の場合も、法人市民税が前年度と比べ約4億円ぐらい伸びていますが、市民税は4,100万円の減収であり、固定資産税も1億9,100万円の減収となっています。自主財源が51.2%と依存財源より上回る結果になりましたが、野洲中学校の建設、小学校施設整備などで起債が翌年度繰り越しで減になったことや下水道特別会計からの1億9,000万円の繰り入れなどが原因であります。24年度の法人市民税については、大手企業に対して専決補正で減収補てん債を発行し約2億円の返還が今回行われる、そういう補正予算が出されておりますが、24年度も厳しい財政運営となることは明らかであります。このような状況の中で23年度決算を総括し、24年度さらに25年度予算に生かしていくため何点か質問をいたします。

平成23年度事業において、学童保育所の建設により24年度から全学童で小学校6年生まで入所可能になったことや、学校の耐震化も進んだことなどは高く評価します。しかし、集中改革プランの2年目ということで歳入面において市民負担がふえました。例えばごみの手数料が前年に比べ250万円の増、クリーンセンター手数料が920万円の増の

うち106万円は一般市民の負担増であります。決算書にはあらわれませんが、予防接種の自己負担の増などがあります。市民税が減収しているように、市民の収入は減っている中で、手数料は応能割りでなく一律負担であります。低所得者には大きくこたえます。この点をどのように認識されているのかお尋ねをいたします。

次に、分担金についてお尋ねいたします。額的には少額かもしれませんが、地域総合センター管理運営費の中に滋賀県地域総合センター連絡協議会負担金4万3,000円、湖南ブロック地域総合センター連絡協議会負担金2万4,000円ありますが、市民交流センターの管理運営費の中にも同様に3万3,000円と1万8,000円があります。市の建物であり、同様の事業運営をされているにもかかわらず、なぜそれぞれで分担金を納めなくてはならないのでしょうか、見解を求めます。また、このような分担金を出している事業があるのか、明らかにされたいと思います。

次に、繰り出し金についてお尋ねいたします。国民健康保険特別会計に対して特定健診分2,029万6,000円と、資金調整繰り入れ分2,841万6,000円がゼロになり、福祉医療ペナルティー分が前年に比べ844万7,000円削減され763万3,000円となっています。国保税は平成22年度に大幅な引き上げが行われ、国保会計は約2億円の黒字となっています。国保会計が黒字になっているのでルール外の繰り入れを削減したのですが、特定健診分やペナルティー分などはこの自治体でも繰り入れを行い、国保税の引き上げを押さえたり引き下げたりしています。社会保険に比べ3倍の高過ぎる国保税のため払えない方もおられる中、国保特別会計に22年度と同様に繰り出しをすべきでしたが、市長の見解を求めます。

予防接種事業費で、子宮頸がんワクチンの接種事業で、22年度は545人であり、これは平成23年2月から2カ月間です。23年度は1年間ですが1,800人ということで、何割の受診率なのか。さらに1,500円の一部負担金を支払うことになっているが1,800人であるならば270万円です。多くの自治体で全額補助をしています。野洲市では検討されないのでしょうか。

次に、同和行政についてお尋ねいたします。平成23年9月に詳細年次計画を出され、平成27年度で個人施策はなくしていくということですが、自立支援ということで相談業務の継続、子育て支援ということで自主学習に教師を派遣する事業の継続、地域交流ということで教養講座や文化、スポーツ活動の継続、啓発ということで15事業の継続などあります。最終年度に向けて、平成26年度には実態意識調査を行い、第3次基本計画を策

定することが出されており、永遠に続くのではないのでしょうか。2010年12月に本市議会の要望として、市長に対して、同和行政に関する事業は一般施策に移行されることを求めましたが、この要望にどのように応えていかれるのか、答弁を求めます。

次に、民主的な行政運営についてお尋ねいたします。野洲市では、同和行政については特別な運営となっています。子ども会、老人会、婦人会のある自治会は自治会費の中で運営されています。足らなければ廃品回収するなど工夫がされていますが、6団体に11万円の補助があります。また自主学習ということで教師が派遣され、試験前には補習学習が行われています。識字学級も限定された方々となっており、これらは全地域、全市民を対象にすべきであり、特別に地域に限定した施策は公平な行政運営ではありません。また特定の運動団体が主催する各種の集会に参加費や負担金の支出がありますが、これも民主的な行政運営ではありませんが、今後どのようにされるのか、見解を求めます。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

野並議員の、議第63号、平成23年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についてのご質問にお答えをいたします。

まずは、ごみの手数料が増収になっているとおっしゃいましたが、これは当然、毎年、市民の税金を7億も8億も9億も、補助もなしに、ごみの処理だけに使っているのは余りにも過大であるので、少し当初の負担比率に戻させていただきたいという設計のもとに、手数料の料金の条例をお認めいただいているわけでありまして、これはまさに成果が出ているということだと思っております。その分、今ご評価いただきましたように、学童保育6年生まで希望者全員と。これは当初大体1億台の事業費でしたが、今3億を超えております。このお金がどこから来るかといえば、今言ったような市民の税金がごみに使われる、あるいはほかのことに使われる、それを集めてきて、これだけの財源を生み出しているわけですし、いたし方がないことだと。一番子育て、あるいは子どもの育ち、福祉に財源を回しているという状況の結果かというふうに思いますので、ご評価いただいた裏面が、まさにごみの手数料が上がっているということだというふうに思っております。

まず、低所得者への手数料の受益者負担のご質問でありますけれども、市民が負担していただく受益者負担金は、そのすべてについて所得による傾斜をつけなくてはならないというふうには考えておりません。負担のあり方につきましては、その性格に応じて決定しているところでありまして、今ご指摘の手数料につきましては、基本的には実費をいただ

いているということでもありますので、ご提案のような必要にまでは及んでいないと考えております。

また、予防接種の自己負担金につきましては、市町村民税非課税世帯または市町村民税を免除された世帯に属する者の予防接種の自己負担は免除しており、軽減措置を講じさせていただきます。

次に、分担金のご質問についてであります。滋賀県地域総合センター連絡協議会等の分担金はそれぞれの協議会規約で定められておまして、これに関しましては一館ごとの分担金をルールに基づいて支出しているものでありまして、ご提案はまさにルール破りをご提案いただいているということになるのではないかなというふうに考えております。また、同一の分担金を施設別に支出している他の例はございません。

次に、国民健康保険特別会計の繰り出しにつきましては、総務省が示す基準などに基づいて一定のルールの中で行っております。現行の医療制度のもとでは、国保以外の医療保険加入者と公平性の観点から、一定のルールを越えて市が繰り入れを行うことは、法令の趣旨に反することから困難と考えております。

次に、予防接種事業費の子宮頸がんワクチン接種事業のご質問につきましては、まず平成23年度末のワクチン接種率は、最終対象年齢の高校2年生で85.6%となっております。一部負担金につきましては、事業の実施に当たり、国が特例交付金を創設して接種を推進しています。この交付金は、ご承知のように期限つきでありまして、本市では期限つきを恒常化したい、通常制度にしたいということで、国の特別対策終了後も引き続き行うこととするために接種費用の一部を、これは1割でありますけれども、負担をいただいております。なお、生活保護、非課税世帯の場合は全額公費負担となっております。今後補助割合は継続する予定ですが、本予防接種が定期接種に位置づけられた場合は一部負担金の徴収の有無については再検討いたすつもりであります。

次に、同和行政についてのご質問についてですが、まず同和行政に関する事業の一般施策への移行につきましては、議会での要望とおっしゃいましたけれども、伺っていない、記憶にございません。が、いずれにいたしましても、市民生活に必要なサービスの優先度を見極めながら検討してまいりたいと考えております。民主的な行政運営につきましては、第2次同和对策基本計画では計画期間を5年以内としておまして、実質残期間は3年半であります。部落差別をなくすための施策を積極的に推進しておまして、その中で補助金、負担金等を支出しているものであります。基本的には、同和行政の終結の中で判断

をしていきたいと考えております。

以上、ご質問に対するご答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） まず最初の負担金の部分、手数料、これが実費をいただいているということをおっしゃるんですけども、一律負担というのはやはり所得の低い人には負担が大きいという、その認識はしていただいているんでしょうね。まず、その確認をしていきたいと思います。

それと、繰り出し金についてですが、この22年度というのは本当に国保税を大幅な値上げがされました。所得割が100分の5.4から7.35、1人当たりで2万2,200円から2万9,500円ということで7,300円の均等割の値上げ、また平等割は8,500円の値上げというふうな形で、このとき、市のシミュレーションで、医療費と後期高齢者支援金とあわせて1人当たり2万1,037円の値上げで10万7,413円、1人当たりです。世帯で124%の引き上げで、3万8,369円の値上げで、1世帯で19万5,914円という、そういう大幅な引き上げをされました。

その結果、23年度はこういった形で黒字になり、特定健診分とかペナルティーの部分に関して削減をされたということなんですけども、この特定健診というのは、今までは住民健診ということで住民全員の対象だったのが、平成20年度からはそれぞれ加入する保険で検診をするということになりました。ですから、社会保険の扶養家族の方は会社の保険で検診をすると。国保の場合は当然この市内に住んでおられる国保の加入者の方ですので、これがやはり国保税というのと社会保険の保険料というのは基本的に違いますよね。社会保険は、半分は企業が出している。国保税も、本来半分以上を国が出してくれてるんだら同等の話なんですけど、そうじゃありませんよね。

御存じのように、この23年度の決算を見ましても、全体の国の負担というのは26%ぐらいです。こういうふうな形で特定健診分の決算の中身を見ましても、3,740万円の支出のうち国が528万円、県が528万円、国保税から2,686万円ということで、72%も国保税から出してるんです。

そういう意味において、当然、市からその分をカバーしてあげるといのがやはり必要やと思うんです。でないと、国保に加入されている、サラリーマンを終えて年金生活になった方々はみんな国保に入ってこられます。死ぬまで最後まで国保であります。そういう意味において、やはりもっときちっとそういうふうな特定健診分に対しての恩というのは、

だから、どこの自治体でもやっておられるというのが、制度的に考えたらそういうことをせざるを得ないということやというふうに思います。ペナルティー分をなくしてしまうというのは、これもこのときに言いましたように、そもそも国が福祉医療のをやれば医療費がふえるからということでペナルティーをかけてきてるということで、国に対してペナルティーをやめるように求めよということを行ったんですけども、そういう意味において、国がやっぱりこういうふうな地方自治体に対してペナルティーをかけてくるということ自体がやはりだめだというふうに思います。そういう部分で、それをまた結局一般会計から繰り入れせずに国保税の中でやってしまう、国保税がどんどん上がっていくというような、そういう事態になってしまいますので、やはりきちっと繰り出し金というのは平成22年度と同様に行うべきだというふうに思うんですけども。これ、次もう24年、25年という形につながっていくと思いますので、この部分に関してどういうふうに考えておられるのか、お尋ねをいたします。

2010年12月に本市議会の要望として、市長に対して、同和行政に対する事業は一般施策に移行されることを求めるという、この要望の記憶がないということをおっしゃいましたね。要望出しましたね、前回、全議員で、議員要望で。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩します。

（午前 9時 25分 休憩）

（午前 9時 26分 再開）

○議長（田中良隆君） では、会議を再開をいたします。

野並議員。

暫時休憩をいたします。

（午前 9時 27分 休憩）

（午前 9時 31分 再開）

○議長（田中良隆君） それでは、会議を再開をいたします。

野並享子君。

○13番（野並享子君） 2010年12月に本市議会の要望として市長に出したということは、この一般施策に移行を求めたという議長名で出した要望、これに対してどのようにされていけるのかという、ここを私は問うているんです。ずっと、これ継続されるというのが目に見えていますのでね。26年度に、実態意識調査も行って、第3次基本計画を策定するというのを詳細年次計画で出されておりますのでね。これに出されておしま



すのでね。ですから、要望を、市議会の総意として市長に要望をしましたが。これでは永遠に継続をしていってしまうので、市長が一般施策化していく、27年度をもってなくしていくというふうな、そういう部分とは相入れないというふうに思いますので。だから、その点をお尋ねをしたんです。もう一度、これはご答弁お願いします。

それと、民主的な行政運営についてですが、終結をしていく中でというお話がありました。自主学习ということで、地域総合センターでは小学生で147万円、中学生で89万円、また中主の市民交流センターで147万円、識字学級も47万円とかあります。そういうふうな部分を一特定地域でなく、必要とされておられる方々、市民全体に広げていくという、ここが一般施策化というのと民主的な行政運営ということになると思いますので、その点、公平な行政運営をするということで、どういうふうにされるのか、詳しく述べていただきたいんですけども。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の再質問にお答えをいたします。

まず、手数料ですけれども、負担がどうなのかとおっしゃる、それはもう所得が違っても200円とか300円とか500円いただいていますから、当然、全体の所得が低い方と高い方では比率から言えば当然負担感が違うと思っています。これは、また通告いただいていますけれども、消費税も同じことで、ささやかではありますが逆進性は存在すると思っておりますが、これは基本的には手続にかかる経費なのでご理解をいただきたいという考えをお示しさせていただきました。

それと、国保につきましても、確かに昨年度決算少し余剰金が出てますが、もともと料金改定させていただいたときは基金もほとんど枯渇、そしてインフルエンザがかなり猛威をふるっていた時期で、次年度からかなり厳しくなるという予測でありました。今回少し余剰金が出てますが、これは既に何度もご説明してますように2つ要因がありますけど、1つの大きな要因は、いわゆる調整交付金がかかなり大きく戻ってきている分があります。そこに合わせて幸いインフルエンザ等の蔓延が避けられたという、この2つで、結果的にこうなっております。決して、でも、そんなに豊かということではないので、ルールどおりにさせていただきたいということでもあります。

それと、民間の保険の場合とおっしゃるんですけど、これ、どうも、むしろ野並議員さんたちのいつもの議論から、おかしいのではないかなと思うんですけど。企業が払っているとおっしゃるんですけども、働いている方が貢献された企業のお金ですから、企業と

いう組織の中で生まれたお金を企業がとって、それを補てんしているということで、そういうことであって、実質は働いている方から出ているお金だと私は思っています。国民健康保険の場合は、いかどうかは別といたしまして、市民の方は野洲市が雇用させていただいている方ではないわけです。ですから、これが雇用させていただいたり、その裏打ちをすることになったら別の国家体制になると思っています。ただ、私は厳しいという認識はしますけれども、現行ではルールどおりやっているということで、民間の保険と国保との違いを今おっしゃいましたけれども、これはちょっともう全然論理が私は違うと思っています。そこはご理解なかなかいただけないかもわかりませんね。仕組みの考えの違いですから、これは当然です。

それともう一つ、なぜ繰り出さないのか、繰り出さないのか。厳しい言い方で、私は繰り出してもいいと思うんですが、先ほどのごみ手数料と学童保育等のことで申し上げましたように、そのお金を今子育てとか高齢者施策とかそこへ回しているつもりです。学校の耐震化もちろん起債もしてはいますが、一部やはり当然行きますし、あと古い校舎、耐震化済みの校舎の修理にも本当に億単位のお金を今使っています。耐震化だけが目立ってしまいますけれども、そういうお金も今教育の施設費に回しています。そういうのも全部そこから生まれてきたお金を今厳しい税収の中で回しているわけですし、国保に回すぐらいだったら、子どもたちのために、高齢者のためにというふうに回しています。

ただ、職員と協議をされていて言っていたんですが、かつての野洲市はそうじゃありません。私も先般聞いてびっくりしたんですが、野洲の図書館のれんがはイギリス王室用のれんがを入れているらしくて、今ちょっと値段を調べてるんですがわからないんですが、確かにそうらしいです。その感覚を聞いて私びっくりしたんですが、変わったれんがだと思ったんですが。だから、これは一例なんですけど、そういうお金の使い方をしているので、野並議員は今だれかに厳しくしたらそのお金がどこかでバケツの底が抜けるんじゃないかとおっしゃっていますが、決してそんなことございません。ですから、ルールどおりやった後のお金をそういうところに回しているというつもりであります。

あと、要望につきまして、私は、意見書みたいな、ここで議論をされた上での要望書というイメージでしたので、職員と協議した中で議会の要望というよりは議員の先生方の要望というふうに捉えましたので、議会の要望とは、いついともっと具体的にされれば別ですけれども、そういうふうな誤解があったと思います。

ただ、同和対策につきましては、その要望を受けた後、はっきりと5年以内に速やかに

ということで、固定資産税の減免につきましても所得制限も入れましたし、今暫定に順次落としていっています。今まで、これは一切手がついていません。これは地域の方も市民の方も実感いただいています。次のことも、5年以内、あと残り3年ですけれども、真剣に議論しようというので、同和対策審議会に及んでいただいたらわかると思います。

それと、先般の同和か人権の審議会で、議事録を見ていただきましたか。5月号の審議会だよりも委員さん複数から取り上げられまして、どうなっているのかと。あれを読んで訂正を知っておられなかったもので、市長はどうやとおっしゃるんで、いや実はこういうことで訂正が出ますと。先般、訂正が出たのを見られて、どこを探したら訂正があるんかと思ったら、一番最後のページに出てたと。これは、議会がどうなっているんかというご指摘でございました。今、同和対策審議会も人権審議会も、いかに同和施策という形はなくして人権施策でやろうということで真剣に議論いただいています。私も、その中で解決をしたいと思っています。

最後に、同和施策でのメニューをどう一般化するかということですがけれども、これは同和施策だったからやっているものでありまして、それをすべて個別を一般化するということじゃなしに、これも申し上げましたように、もう一段精査をして、政策の優先度をもって判断をしていきたい。決して今ある芽をあまねくすべての市民の方とか条件が同じ方に広げるんじゃなしに、これはやはり時代状況の中でやってきたものは時代状況の中でやったというふうに割り切るべきだというふうに考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） 市長は、あっちこっち削ったのを全部また負担金やらふやしたのは子育てやら耐震に回したからというふうな論理で持っていかれるんですけども、確かに市の会計というのは、ここからここまで、ここからここまでと言うて区切られてるわけでもありませんから、入ってきた分やら出る分やらの精査をしながら施策を講じていくというのは、それはわかるんです。しかし、国保税が県下で3番、滋賀県の中で3番に高い国保税という状況で、この22年度のときね、5本の指に入るぐらいの高い国保税であるという、そういうふうな認識、それを何とか下げていかんなんという、そういう思いはお持ちなのでしょうか。

本当に国保税が高くて、介護保険料も高くて、年金の1カ月分が吹っ飛ぶというような今状況なんですよ。そういうふうな意味で、本当に下げていかんとあかんというふうに

思うんですけども、ルール分を入れないと国保税を引き上げていくということになってしまいますのでね。ここらあたりの基本的な部分で、国保の成り立ちが、もともと国が半分出すという形で進んできたんですよね。それがどんどん削られてきたというのが今の実態なんです。ですから、やっぱり社会保険は半分は企業が出してるんやから、国民皆保険言うて全員が国保に、残りの方みんな国保に入るという形になってるんですから、当然半分の国が出してくるといふふうな、そういうことにしていけない限り、この国保税は本当に過酷な税になっておりますので、そこらあたりの基本的なところをどういふふうに思っておられるのかというところやというふうに思いますけど。何かすれ違ってるようなことをおっしゃいますけども、そこが基本やというふうに思います。

同和行政の部分で、今最後におっしゃった、その時代その時代に合ったことをされていたということで、それは一般市民全部に拡大することではないということをおっしゃいましたが、そうすると、平成27年度までで、この部分で、こういった部分が27年度最終のところまで継続というふうな形になっている、この部分に関してやはり継続をされるんですか。自主学习ということで教師を派遣したりとかいふふうなのは、これ27年度の最終年でまだ継続というふうなことが書かれているんですけども、確認をしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か駅前食堂みたいにいっぱいメニューがあつて、たくさん質問いただいているので、記憶するのが大変なんですけども、一問一答やっていただくほうが楽ですけども。

まずは国保税ですけども、高いと思つてます。かといって、市からルール外で出すものではないと。ですから、これは何回も私にご答弁したと思うんですけども、国にその本来の負担を求めていくという考えは既に何回も表明をいたしてます。

それと、おっしゃるように、介護保険もいろんな公共料金が上がってきている、保険残つて市民なしという危機感を常々述べさせていただいているというふうには考えています。ただ、野洲の場合、高いのはさまざまな要因があります。相対的に見ると高いんですけども、所得階層が高いとか、いろいろ理由があります。現に、市民の方が、保険加入者が使っておられるお金を越えてないわけですから、安くしたいと思つてますから、それはどういふことかという、できるだけ健康保持をしていただく、あるいは病気にかかられても軽度でおさまるようにするという、ここをもう一段徹底的に進めていきたいと。今まである程度やつてますが、私の思いは、一人一人の健康管理まで、プライバシーはもちろん

触れませんが、健康に過ごしていただけるようにして、医療費を抑えることによって負担感をなくすということであって、国が出さない分を市が出して済ますことは、単なる対処療法で、根本的な解決につながらないというふうに思っています。本当に何回も言いますように、雇用者と市というみんなの組織と市民との関係は対等というか、市民が主役ですから、そこに雇用者に渡すようにお金を補てんするというのは、これは私はおかしいというふうに考えています。

それと、同和施策は、何回も申し上げますように、5年以内に速やかにと言ってるわけですが、今まで、野並議員のほうが本当に先輩なんですよ、口だけで言っておられましたけど、実績は私は何のくさびも打たれてないと思っています。今、当事者の方、市民の方、そして職員と議論しながら、そこを順番にご理解いただき変えていっているわけで、その土壌を残しつつやっているわけで、今やっているのに、いつ切るんかと、そこを言われたって、これから、今大変な努力を今しているわけですよ。

それと、残す残さんは、例えば有隣館、市民交流センターと言ってますけれども、そこでのサービスは今は国の補助金をもらってやっています。そういったものが、制度がある場合何かに活用できるかもわからないということで、今資料を見ていただいている部分がペンディングになっているということなので、一般論でどうのこうのじゃなしに、大きな流れは5年以内に速やかになくして、人権という、まだまだいろんな人権の差別、侵害がありますから、その中で一緒に取り組んでいきたい。

決して差別があっても人権侵害があっても行政はやめると、そんなこと言ってないのに、それを書いていただいて一切弁明もないというのが不思議なんですけれども。あれは編集長とか議長の責任ではなくて、やはり報告された当事者の責任だと思うんですが、すぐに反響が来ました。私も、5月号、朝、新聞をとりに行って、見て、えっ同和差別があるのに対策やめると、こんなこと言った覚えがないと。すぐに部長会議で指摘して、申し入れをしていただきました。いろんな市民の方から、どうなってるんやと。それが審議会でも議論されて、議事録に残ってます。野並議員からは一切ご質問がございませんで、これから反問権でちょっと見解を聞かせていただこうと思っております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第8番、丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） おはようございます。8番、丸山敬二です。議第64号、平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑をさせていた

できます。

国保事業特別会計のうち保険事業費、疾病予防対策事業費についての質問をいたします。平成23年度までは、人間ドック、脳ドック検診費用の補助として特に制限はなく、毎年一律に5割の補助を行ってきました。平成23年度からは、助成の間隔を3年度に1回とし、補助率を課税世帯は6割、非課税世帯は8割としました。その制度改正の主な理由としまして、低所得者層いわゆる非課税世帯の受診率が低いということで、その受診率を高めるため課税世帯と非課税世帯に区分し、補助率もそれぞれ6割と8割にしたと、こういうことです。これにつきまして、国保の運営協議会では試行的に行うなら可ということであつたので、平成23年2月議会で、私が一般質問で、この試行とはどういうことか、何年をいうのかと質問したところ、1年間の成果を踏まえ云々と、こういう答弁がありました。しかし、平成23年度の成果と実績報告では、初めて受診した人が増加し疾病の早期発見に対する費用対効果は向上したとの報告のみで、低所得者層への受診状況と成果についての報告は書かれていませんでした。そこで、次の点について質問いたします。

まず、平成22年度と23年度の人間ドックの受診者及び人間ドックと脳ドックの組み合わせ受診者について、総数と、課税世帯、非課税世帯の受診者数及び国保加入者に対する受診率を回答願います。

次に、同じく平成23年2月議会で的一般質問の答弁で、若年層に焦点を当てたい、新規受診者を求めるため見直したということでしたけれども、このことについてはどうであつたのでしょうか。

次、3番目に、1年間の取り組みを運営協議会の中で検証していくとも言われております。去る8月9日に行われました運営協議会の議事録には、検証したということは書かれておりませんでした。この運営協議会に担当課として出されたのか、出されなかったのか、委員の意見はどうであったのか、またこれに対する担当課の所見を伺います。

4つ目に、今年度現在での受診状況、受診といいますか申請の状況ですけれども、これはどれくらいあるのか。それと、この結果を踏まえて、次年度への取り組みについて、国保会計につきましては実質収支はプラスとなっていることを踏まえた上での補助の見直しは行わないのかどうか。

以上、4点をお伺いします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） おはようございます。丸山議員のご質問にお答えいたし

ます。

まず1点目の、平成22、23年度の人間ドック及び脳ドックの状況ですが、平成22年度は、受診総数は158件で、内訳は人間ドック119件、脳ドック0件、組み合わせドック39件であります。課税世帯は152件、非課税世帯は6件であります。受診率につきましては2.14%でございます。平成23年度は、受診総数は117件で、内訳は人間ドック86件、脳ドック3件、組み合わせドック28件であります。課税世帯は104件で、非課税世帯は13件であります。受診率は1.56%であります。

2点目の若年層や新規受診者の状況ですが、平成23年度受診者総数117件はいずれも新規の受診者であります。内訳は、若年層20歳から64歳が34件、65歳から74歳が83件であります。なお、平成22年度における新規受診者は、若年層が20歳から64歳が30件、65歳から74歳が37件であります。

3点目の国民健康保険運営協議会の意見及び担当課の見解でございますが、8月開催の国保運営協議会に報告をいたしました。特に発言はありませんでした。市としましては助成金の制度改正については、平成22年度までのドック受診者の傾向が、助成者の約半数が2年連続、約3割の方が3年連続の助成となっております。新規の方の利用率が高まらないことを考慮し、より多くの新規の方に受診していただくために助成割合を高めることと受診医療機関の制限（市内限定）をなくすことで、より市民が受診しやすいように講じたものであります。この助成制度については、3年間は継続してまいりたいと考えております。

4点目の今後の状況と次年度以降の取り組み及び改善の考えについてでございますが、今年度の受診者は49人と前年並みでございます。また、国保の黒字決算の状況から改善の考えはとのことでございますが、3点目でも申し上げましたように、昨年度の制度改正の趣旨が国保財政に主眼を置いたものではなく、ごく一部の受益者の固定化を解消し新規受診者を拡大することと、受益の公平性の観点から、また特定健診をきっかけにして人間ドックも受けていただきやすい環境づくりのための特定健診の無料化と併せて行った制度改正でありますので、現時点での制度改正は考えておりません。今後、医療費の動向を見きわめながら、市民の健康管理のための特定健診の受診勧奨や人間ドック受診の啓発を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○ 8 番（丸山敬二君） ありがとうございます。

22年度と23年度、受診の状況ですけれども、この受診率が22年度は2.14%、23年度は1.56%ということですが、私がデータもって要求したのは、この総数と、それから課税世帯と非課税世帯の割合ですね、これ21年度の運営協議会に出された資料ですかね、非課税世帯の方がわずか9%やったということですが、今聞いた値、総数の値ですよ、今2.14と1.56というのはね。その非課税世帯の方がどうなったのかというのをちょっと聞きたかったんで。持っておれば、次これお願いします。先ほど言いましたように、この制度改正案に出されたときの資料によると、非課税世帯の方は国保加入者の9%と言われたんではなかったかな、やったと思いますんで。

それから、若年層の受診のところですけど、この中で新規の受診者がこれだけやというのは、それは当然ですわね。23年度から改正した分については22年度、21年度申請した人は申請できないんですから、みんなが新規やと思います、これね。何かこの辺のところ、本当に新規と言えるのかどうか。申請したかったけどできてない人もいるはずなんですよね。だから、そういったところ、ここの辺が非常にわかりにくいんです。

それから、3番目の運営協議会の件ですけども、なるほど資料によりますとこうやったということは出してるんですけど、そのときに運協の回答で、先ほど言いました試行ということであればオーケーやということに対して、事務局側からは何も言わなかったのか。要は、運協の中でこういうことやって1年間試行したらこうやったと、そういう言い方はされたのか、されなかったのか、もう一回お伺いします。

それから4番目、3番目の中でも同じですけども、今現在は申請は昨年並みやということですが、あとは実質収支プラスになっておるんでどうするんやと、見直しせえへんのかという中では、3年間続けると、こういうことですので。これはこれで、機械物でも買うと初期故障というのがあって、大体3年ぐらいすると安定してきよるんで、3年間はしっかり様子を見ていただきたいんですけども。この中で1つ、前の一般質問の中で、市長の答弁で、この制度改正は上から言うたのではないと、職員から出たということ、たしか答弁されたと思うんです。そういうことであれば、その出された職員はこれについてどう思っているのか、3年間見ると言われているのか、やっぱり隔年ぐらいにしたらどうかと私は思ってるんですけど、その辺もう一度お願いします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） 丸山議員さんの再質問にお答えいたします。



1点目の非課税世帯のパーセントですが、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので後ほど回答させていただきます。

2点目の新規受診者数につきましては、おっしゃっているとおり、平成23年度は新たな制度でございますので新規受診者ばかりという形で考えておりますので、そのように回答させていただきます。

それと、3点目の国保運営協議会につきましては、資料に基づきましてすべて説明させていただいた後の発言がなかったということでございますので、よろしくお願いたします。

それと、4点目でございます。担当といたしましても、今1回目の答弁で回答させていただいたとおり、2年間検証させていただいて3年後に見直しさせていただきたいと、そういう形で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 同じ答弁やと思ってましたけども。この国保事業について、先ほど、要は金の予算の問題じゃないというようなことも言われましたんで、一つ市民の健康のことを十分考慮していただいて、特定健診との絡みも含めまして、こういった事業についてはどうやったらええんかなというのを検討していただきたいと思います。

実は私も昨年度から国保の加入者になりまして、この制度で、今年ドックと脳ドック組み合わせのやつに行っちゃいました。今月には申請させていただきたいと思いますが、やはり、先ほどの話もありましたように国保税は高いです。そういう意味で、やはり気持ちとしては毎年受けたいんですけども、こういう事情でやられる制度であれば、制度として十分改良を加えながらやっていきたいということをちょっと申し添えて、質問を終わります。

○議長（田中良隆君） 次に、第11番、立入三千男君。

○11番（立入三千男君） それでは、ただいま議題になっております議第83号の和解についてを質問いたしたいと思います。

平成23年6月定例会に提案されました和解のあっせん及び仲裁の申し立てについてでございますが、内容は、篠原小学校校舎改築工事にかかるエレベーター設置工事に関し、設計内容の不整合により、建築主体工事の手直しや建築構造設計の変更に伴う計画変更確認申請の手続が必要となり、そのために発生した損害について相手方との調整を図ったが、

当事者間での解決が見込めないことから、損害額の負担割合を確定することについて、京都弁護士会紛争解決センターに和解のあっせん及び仲裁の申し立てを行うために、議会に提案され、可決されたところでございます。

そうした中、紛争解決センターから損害額を設計業者6、監理業者4の割合比率が提示をされたところでございまして、監理業者におきましては、和解案を承諾し、損害弁償金として市に現在納金をされたところでございます。一方、設計業者におかれては、和解案を不服とし、そこで市においては裁判での判決を求めべく、平成23年11月の臨時議会において、損害賠償請求事件の訴えの提起についてを議案提案され、可決され、損害賠償請求を提訴してきたところでございます。ご承知のとおり、裁判の請求内容につきましては、1つ、金57万8,800円及びこれに対する平成23年11月24日でございしますが、翌日からということで、11月25日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。2つ目には、訴訟費用は被告設計業者の負担とする、でございまして。今般、第4回の裁判で、裁判官より和解の勧告がございました。背景については、被告人が死亡し、被告の承継人より和解の申し出があり、被告代理弁護士により和解条項案の提示がされたところでございまして、和解案につきましては、1つ、金50万円とする、2つ、訴訟費用は各自の負担とする等ございまして、このようなことで、和解に応じなければ今後の裁判で弁護士費用もかさみますし、また職員の労苦もあるということでございしますが、損害賠償請求金額の金57万8,800円の今日までの金利は幾らになっているのか、また訴訟費用は幾らか、平成24年7月4日まで4回の裁判の弁護士費用で着手金は幾らであったか、弁護士の今回の和解報酬金は幾らになるのか、損害賠償請求金57万8,800円を含めると合計金額で幾らになるのかをお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雄君） 議員の皆様、おはようございます。立入議員の和解についてのご質問にお答えを申し上げたいと思っております。

まず、本件につきましても和解に対する金額につきましては、平成23年の11月24日に提出をいたしました本件の訴状通達日の翌日から本年の8月末までの利息の金額につきましてもは2万2,279円となります。次に、訴訟費用といたしましては、訴訟にかかる印紙代で9,000円と、その他郵送代として6,000円を支払っております。また、弁護士費用につきましては、訴訟の着手金として7万4,995円となり、今回和解が成立しますと、その和解金の16%ということで8万4,000円を支払うということにな

ります。合計をいたしますと19万6,274円となるものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 立入三千男君。

○11番（立入三千男君） ただいま、あわせて合計金額が80万弱ですか、もちろん損害賠償金も含めてでございますが。私は、今回のこの一連の事故に対しましては、京都弁護士会に紛争解決センターから提示をされた損害額に応じた監理業者と、応じず裁判で争ってきた設計業者、その応じなかった設計業者については、損害金額及び裁判に要した費用、合計約80万弱でございますが、そうした中、応じた監理業者については時既に野洲市のほうに納金をいただいておりますが、応じなかったただいま今申し上げましたこの業者に対して50万円で決着しようとしておられますが、市についてはこのようなことに対してどのように思われているのか、市のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雄君） 立入議員の再質問でございますが、市の考え方ということでございますが、本件にかかりますことについては市の過失責任はないということで、設計及び監理において不備があるものであるということで、4月以降、三者による話し合いを数えたということでございますが、結果としては合意に至らなかったということで、やむを得ず本件の解決に向けた手法として紛争解決センター、また今回司法の場で、その解決の場を求めたということでございます。

4回目の裁判におきまして、裁判官から民事訴訟法に基づく和解勧告というものがありまして、それを重く受けとめて、今回和解ということで議案を上程させていただいたということでございますが、両者のそれぞれにつきましては現行の有された制度の中で、それぞれその意見を述べるというのか、思いを述べる場を選択されたということによるものであろうと考えておりますので、その結果ということで、それぞれがどうあるかというよりは、今回双方が和解に向けて歩めるということについては、一定限、最善の方法であると考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 立入議員。

○11番（立入三千男君） いずれかは和解なり裁判所のほうから判決が出されるわけでございますが、私は今も冒頭ご説明申し上げましたように、やはり1回目の紛争センターの和解案に対して応じられた業者、またそれに対して応じなかって今日まで争議をしてき

た業者、これは同じじゃないと思います。私は、今回のこのようなケースは2社の業者があるわけですが、特に今回のこの2社、片一方のほうは応じてもうてる、時既に納金してもうてる、片一方はまだ今まで争ってきた、それは背景は先ほど申し上げましたように被告人が亡くなったとかそういうふうなことでございますが、承継人、相続人は親とかそこの資産も引き継ぐこともできますし、もちろん負債、セットのものの相続、承継ということでございますから、私は今言うように、承継人が今回このようなことで和解を出されてきたということで、50万円、私は今言うように余りにも、もう少し金額を上げるべき、冒頭申し上げましたように80万近い経費がかかっているのに、片や全額納金してもらっております。それに対して、今回このようなことは、言葉は悪いですけども、こういうような場所でこのような発言をしてはいかがかとは思いますが、ごねてる者がこのようなことで減額されて、すんなり応じてもうた者にはそういううまくもうてる。今回の8月議会での補正、これに対しては、監理会社の今までのをもらい過ぎてたということでの戻し21万2,000円ということ、補正を今提案されてるんですけども、それは別の話として、やはり正直者がばかを見ないといいですか、その他にいろんなもろもろで、今回の損害賠償金だけの話じゃなしに、いろんなことで、ごねてる人が利益をこうむる、いただけるというような、こういうような仕組みになってほしくないから、このようなことを発言しているのをごさいます、今一度このような私の意見に対してのご反論といたしますか、説明をいただきたいと思っております。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雄君） 立入議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

市内で起こって、お互いに公的な立場にある三者ということですので、市の中で、今後の継続した経済活動も含めれば、三者で話し合いが整えば一番よかったと思うんですが、少し技術論での論争に及んだということで、なかなかこの場では三者三様のことだったという結果になったので、今回の、一定限、金額は別として、きちっと明らかにするのが市の責務であろうという形で、訴訟ということに移らせていただいたということで。

今後は、これまでの、ある意味では、工事を進める中で連携した形で一つの成果物を上げてよりよきものにするという意味では、こういうような教訓として今後に活かしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（田中良隆君） 以上で、通告による質疑を終結をいたします。

これより、議案質疑に対する関連質疑を許します。関連質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） 関連質疑がないようですので、これをもって関連質疑を終結いたします。

（日程第４）

○議長（田中良隆君） 日程第４、議第５６号、議第８３号及び議第８４号、専決処分につき承認を求めることについて、平成２４年度野洲市一般会計補正予算（第２号）ほか２件を一括議題といたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております、議第５６号、議事第８３号及び議第８４号の各議案は会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。よって、議第５６号、議第８３号及び議第８４号の各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第５６号、議第８３号及び議第８４号の各議案について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結をいたします。

これより順次採決いたします。

お諮りをいたします。

まず、議第５６号、専決処分につき承認を求めることについて、平成２４年度野洲市一般会計補正予算（第２号）は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第５６号は原案のとおり承認をされました。

次に、議第８３号、和解については原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第８３号は原案のとおり可決されました。

次に、議第84号、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、まず福谷巖氏を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立全員であります。

次に、川端初美氏を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第84号は適任とすることに決しました。

(日程第5)

○議長(田中良隆君) 日程第5、議第57号から議第62号まで及び議第74号から議第82号まで平成24年度野洲市一般会計補正予算(第3号)ほか14件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております、議第57号から議第62号まで及び議第74号から議第82号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第6)

○議長(田中良隆君) 日程第6、議第63号から議第73号まで、平成23年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についてほか10件を一括議題といたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第63号から議第73号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、決算特別委員会に審査を付託いたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって、議第63号から議第73号までの各議案は、議案付託表のとおり、決算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。再開は午前10時30分といたします。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○議長(田中良隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第7)

○議長(田中良隆君) 日程第7、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。質問に当たっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第7番、中島一雄君。

○7番(中島一雄君) 第7番、中島一雄でございます。本議会より野洲市議会もネット中継が開始されました。その一般質問の一番くじを引かせていただきまして、トップバッターでいささか緊張いたしております。

それでは、私は次の2点について質問をいたします。1点目は臨時職員の雇用実態についてと、2点目は環境保全にかかわる市の取り組みについてお伺いいたします。

まず初めに、臨時職員の雇用実態についてお伺いいたします。最近の行政需要は複雑化、多様化が著しく、適切な業務執行には必要な職員数の確保とあわせて専門的知識を有する職員の養成が不可欠であります。しかし、その一方で、職員定数は削減され、さらに時間外勤務を初め、あらゆる経費の節減も迫られるなど、各職員の負担は物心両面にわたって過大になりつつあります。こんな状況の中、各職場においては、当面の業務を遅滞なく執行するために、やむなく臨時的任用職員の採用に頼らざるを得ないのが現実であると思われれます。そこで、この臨時職員の採用の実態について質問をさせていただきます。

本来、臨時職員の雇用期間は原則6カ月であり、一定の条件を満たす場合はその更新が可能であり、その場合、雇用期間は最長1年となります。しかし、その基本ルールが半ば形骸化し、同一職員が長期間、同一職場に、あるいは職場をかえて、継続雇用されている事例が少なからず見受けられます。もちろん、雇用期間が満了した時点でハローワークを通して公募の形態を整えているものの、結果は前述のとおり同一職員が繰り返し採用される事例が頻発し、公正な採用が阻害されているのではないかと危惧するものであります。すなわち、仕事になれている人が、職務の円滑さが確保できるという現場の論理によって、野洲市で働きたいという多くの有能な人材を排除する結果となっているのではないかと。なお、臨時職員の雇用関係について詳細なデータがあれば説明をお願いいたします。

臨時職員も、市民の付託に適切に対応するために採用した市の職員である以上、職務に関する守秘義務も課せられているのでありまして、その採用は厳格なルールに従ったものでなければなりません。そもそも、臨時的任用職員であっても、採用試験を含む一切の事務処理が各担当課にゆだねられていることは問題でありまして、少なくとも当該臨時職員

が担当する業務に関する職員がその合否に関するシステムを排除すべきであると考えます。現在の臨時職員の採用方法の早急な制度改革が必要と思いますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、環境保全にかかわる市の取り組みについてであります。新クリーンセンターの整備については、去る2月に地元自治会の同意が得られたことで、平成28年度の新施設稼働に向けて計画の具体的な検討が進められていることと思います。私は、地元大篠原自治会の皆様が、廃棄物処理施設による健康被害を危惧しながらも、野洲市全体の環境問題を深く理解され、苦渋の決断をされた結果であると深く感謝申し上げます。安全は最新の技術と機能を導入することにより飛躍的に高まりますが、信頼は野洲市の長年にわたる真摯な取り組みによって構築されるものであります。野洲市としましては、安全な施設の整備に全力で取り組むことが地元自治会に対する最大の誠意であることを忘れることなく、今後の計画実施、施設運営にわたって遺漏なきことをあえてお願いしておきたいと思っております。

ところが、8月20日の全員協議会において、野洲市クリーンセンター下流の砂防沈砂池から環境基準を超過するダイオキシンが検出されたとの報告を受けました。原因は簡単に究明できるものではなく、直接、間接を含めまして、今後徹底調査が必要であることはもちろんであります。ただ、報告を見ていますと、考えていますとか想定できます、考えられます、問題がないとされていますなど、当事者意識が欠落したような表現が多く、私はまことに遺憾であり、地元自治会の苦渋の決断に対する背信ではないかとさえ考えております。この現状では、このような表現は理解できなくもありませんが、野洲市はかねてからクリーンセンター操業に伴う環境基準は国のそれよりさらに厳しい自主規制値を設定しており、絶対に安全であると主張してきたはずであります。市民の立場から、この絶対に安全であるという言葉の意味を考えますと、公害物質の排出による実害の発生はもちろん、各環境項目が基準値を超えることもないと理解するものであります。今回のダイオキシン問題は、新クリーンセンター設置にかかわる平成21年度以降の野洲市の説明が明確な根拠を伴わない机上論であったと指摘されかねず、さらに報告書の記載内容がすべて事実であったとしても、関係住民の潜在的不安が増殖することがあっても払拭されることはありません。今回のダイオキシン問題は、野洲市があらゆる可能性を想定して環境調査を積極的に実施した結果ではなく、そもそもは地元の要望によって実施した結果であることに、私は違和感を捨てることができません。つまり、地元自治会と野洲市の危機意識に著しい乖離を感じているのであります。



これからクリーンセンター整備の計画がいよいよ形となり、野洲市の環境問題に対する真価が問われることとなります。野洲市の環境保全に対する、中長期の決意と覚悟を地元自治会の皆様方が理解、納得できる言葉で聞かせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 皆さんおはようございます。それでは、中島議員の臨時職員の雇用実態に関するご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように、本市においても臨時職員の雇用は6カ月間で、最長1年の雇用期間の後は、公募を行った上で希望者に対する採用試験を実施し、新たに採用する臨時職員に対し雇用期間と雇用条件を提示いたしまして、承諾を得た上で雇用し、市民サービスへの対応等に当たっているところでございます。

また、採用試験に際しましては、業務所管課の所属長と所管課以外の管理職などで複数名を試験官とする採用試験を実施しております。これは業務への適応性を見る上では業務所管課の判断が必要である一方、一面的な見方にならないよう試験の公平さを担保するため、所管課以外の試験官が複数かかわる形の試験内容を努めているところであり、雇用の公平性の確保に努めているところでございまして、今後も現制度を維持してまいりたいというふうに考えております。

また、採用に関しては、総務部長、私の合議を必要としておりますし、社会保険等の手続につきましては人事課で行っておりますので、一切の事務処理を担当課にゆだねているということではございません。

先ほど、データがあればというふうなことでございますので、本年4月1日現在の臨時職員の雇用状況を申し上げたいと思います。臨時職員の総数は270名でございます。継続した雇用となっている者が184名、新規及び少し期間をあけての雇用している者が86名というふうになっておりまして、その比率につきましては68対32というふうなことになっております。継続状態となっている者の平均雇用年数は全体で3.4年、一般事務系に限りますと平均2年程度となっております。平成24年度の2月、3月に応募を行ったときの応募者や合格率については、応募者数568名、このうち合格者が269名となっております。合格率は47.4%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長

○環境経済部長（山本利夫君） 中島議員の2点目の環境保全に係る市の取り組みにつきましてお答えをさせていただきます。

今回の底質ダイオキシン類問題につきましては、大篠原自治会の皆様を初め市民の皆様にご心配をおかけいたしましたことにつきまして、おわびを申し上げます。

地元大篠原自治会を初め議会全員協議会でご報告をさせていただきました、野洲クリーンセンター周辺河川ダイオキシン類の調査結果につきましては、市としては、当初から当事者として、その時点で可能な限り状況の分析を行い、いち早くお知らせをするために要因、状況等を絞り込み、報告書をまとめたものでございます。今回の調査結果につきましては分析の精度的なものにより報告に一定期間を要しましたが、底質ダイオキシン類の環境基準を上回った箇所が1カ所のみであったこと、その状況から、たちまち下流域への影響は認められないことから、市としての対応を含め地元自治会等に説明をさせていただき、ご理解をいただいているものと考えております。今後は、9月12日に開催を予定しております第三者検討委員会におきまして、原因の究明、発生源対策に加え、除去方法及び事後モニタリング等につきまして、専門的、技術的な意見をいただき、情報公開をしながら、可及的速やかに適切に対応していくものとしております。

ご質問の環境保全に対する中長期的な取り組みといたしましては、現施設の管理の徹底はもちろんのこと、既に大篠原自治会と締結をしております新クリーンセンターの更新整備に関する基本協定により、大篠原地域全体の環境保全と向上を目指し、適切な環境モニタリングを実施し、情報公開を徹底するとともに、野洲クリーンセンターを含め地域内の廃棄物処理施設等の運営状況、公害防止状況などの情報開示とともに、必要な対策を協議するため、センター整備前の平成25年度に新たな第三者機関を設置し、監視強化を行い、また新クリーンセンター環境保全協定を締結し履行することにより総合的な環境保全対策を講じるものとして、地元自治会の皆様にご安心いただけるよう積極的に取り組んでまいりる覚悟でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 中島一雄君。

○7番（中島一雄君） それでは、再質問させていただきます。

最初に、臨時職員の雇用実態についてお伺いしたいと思います。今いろいろとご回答いただきまして、初めに今の答弁に対して、2、3確認をいたしたいと思っております。

まず1点目は、今、所管課以外の試験官が複数かかわる等の答弁がありましたが、これ

は明確なルールを確立されているのか、していないのか。ちょっと、この辺のところの確認をしておきたいと思います。明確なルールがあるのか、ないのか、確認をしておきたい。

それと2点目は、総務部長の合意とかおっしゃいましたですね。合意なくしてとおっしゃったんですけども、これは決裁だと思うんですが、総務部長が試験官に入るべきではないかと思うんですけども、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと3点目は、社会保険加入の手続は採用後のことでありまして、私の質問したいのは採用決定までの事務処理でありまして、そのことについては聞いておりませんので、社会保険等のことは一切聞いておりません。

それと、4月1日現在、臨時職員の方が総数280名ですか、2年以上の方が184名で、1年未満が86名ですかね。新規と継続の比率は60.82%とのことでしたね。それにちょっと関連しますので、嘱託職員の方は何名ぐらいおられるのか、もしわかれば、お尋ねしておきたいと思います。職員が420名ということは私も常々聞いておりますので、ちょっとその辺のところもお聞きしておきたいと。合計で、大体どれぐらいになるのかです。

雇用の公平性の確保は当然であるべきであります。例えば採用にかかわる書類を検証したとしても、合否判定基準のほとんどを面接結果が支配をしているものである限り、その評価は主観的要素が大きい、恣意的採用があったことを立証するのは不可能であると思っております。それゆえ、合否結果に対しては外部にあらゆる疑意を生じさせない厳格なルールの確立が求められるものでありまして、さらに言うと、疑意を招く選考結果そのものを排除するべきであると思っております。今、答弁していただきました応募状況から見ますと、最近の社会全体の雇用状況から判断すると、市役所の臨時職員募集には相当数の応募があることは容易に推測できるわけでございます。野洲市の一般事務職員の臨時職員採用にかかわる合否の要件につきまして、職務に対する熟練度、いわゆるパソコンなどの特技ではないんですが、という項目が入っていなければ、選考試験において新規受験者が一定の勤務経験者に対して不利となる要因はなくて、公平な立場での受験となるはずであります。にもかかわらず、同一職員が継続採用されている実態でないかという考えを私は持っているわけなんです。これが単なる偶然の連続と説明されるのか、その辺のところをちょっとお伺いしておきたいと思っております。

それと、採用に際して面接員はどのような基準で選定されているのか、その辺のところもお伺いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中良隆君） ただいまの質問の中で、嘱託職員に対しまして通告にない質問がありました。答えられる範囲で結構ですので、答弁をお願いしたいと思います。答えられない項目につきましては、答弁は不要でございます。

それでは、総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 中島議員の再質問にお答えをしたいと思います。

最初に試験官のこうしたルールがあるのかというふうなお答えでしたけども、一応私も、先ほど申し上げましたとおり、公平性を確保するために、まずは所管課の所属長が、所管課の判断が必要というふうなことで所管課から1名、そして一面的な見方にならないような形で他の部署から2名の管理職を持っていくというふうなことで、こうしたことで各職場に申し添えておるということでございます。

そして、私が決裁で合議をしているというふうなことなんですが、総務部長がこの試験官に入るべきではないかというふうなご意見ですが、今申し上げましたように2月、3月で約300弱の応募をしているというふうなことでもございます。この時期も非常に多忙となっておりますので、基本的に人事で雇う者に対しましては人事課長が入りまして、そしてその部署に配属する課長、その他の者が入ってこの試験官を務めているというふうなことでもございますので、そして所属で雇い入れる臨時職員さん、予算書にも載ってくると思うんですが、その者については所属の担当の課長、そしてその各部の所属長等が当たっているというふうなことでもございますので、非常に数も多いので、総務部長が全部務められるというものではございません。もし私どもがあいていけばそうしたことに入っていきたい、試験官としては入っていきたいというふうには思っております。

あと、人事のほうで雇い入れる職員については人事課のほうで庶務を行っておりますが、今おっしゃいましたように、社会保険は人事課で行いますが、あとすべて事務決裁までは担当課で行って、人事課の合議、そして総務部長の合議というふうな形になっているところでございます。

そして、嘱託職員については、ちょうど今持ち合わせております。183名というふうなことになりまして、現在職員数、4月1日現在は876名というふうになっております。

あと、基準というふうなことで、面接につきましては5項目だったと思いますけども、その面につきまして評点をさせていただいております。そして、その評点の点数が低かった場合、全員が低かった場合については全員不合格というふうな基準も設けておりますの

で、各それぞれ面接官におきまして公平な見方で、これは行うようやっております、その結果、前年度雇用されておられた方がまた成績優秀で雇用されているというふうな実態でございます。偶然というものではございません。公平な形で面接を行っているというふうなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 中島一雄君。

○7番（中島一雄君） それでは、再々質問をさせていただきます。

今、総務部長お答えいただきまして、大体実態が把握させていただきました。職員の方が420名とかいうことを聞いておりましたので、これは私も認識しております、臨時職員の方が270名、嘱託職員が183名でしたね、全部で876名という、これらの方々に市民の付託を受けていただいております。再質問の答弁に理解できない部分もありましたが、要するに市の行政執行の中で、特に予算と人事は最も厳格さが求められなければならないことを申し上げておきます。今回は、臨時職員に限定しての質問とさせていただきます。しかし、専門職の多くを占める嘱託職員の採用については、その身分が職員に準ずる者であることから、さらなる改革が必要であると思いますが、今回は基本的な方針についてのみをお伺いしておきます。

それと、もう一点、人事につきましては、今回は基本的な方針についてのみもう一度お伺いしておきたいと思っております。

それと、2点目の新クリーンセンターの環境保全にかかわる市の取り組みについてであります。先日の説明におきまして、クリーンセンターの下流沈砂池のダイオキシン類の主な対応工程案、12月中旬までにモニタリング結果公表が示されておりますが、特定できなければ地元は不安であるのは当然であります。一日も早い地元が安心できる対策を講じていただきますことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 中島議員の再々質問で、基本的な方針というふうなことでございます。

任期が満了した時点で職員は身分を失うというふうなことから、当然、雇用期間もここで完結しているというふうなことでございます。一度任用期間が終了した者を新たに雇用する場合であっても、あくまでも、当然ですが、公募による試験を行い、その成績が優秀で業務の遂行においても必要な人材というふうなことを判断したことから採用していると

ころであり、決してほかに門戸を閉じているものではございません。効率的な行政運営を行う上で、優秀な人材確保は必要であるというふうに考えております。特に、近年、保育職、幼稚園の教諭職等の専門的な職につきましては、非常に、今日の住民のニーズの高まりを受けまして各市町とも必要とする人材で、絶対数が限られているというふうなことで、人材の確保に努めているところですが、応募を行っても応募がないというふうな状況も最近顕著に見られているということでございます。こうしたことから、再応募できなくすることは本市の行政サービスの停滞、混乱を起こす一因ともなりますので、今後もこうした今現在の制度を活用してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第2号、第2番、梶山幾世君。

○2番（梶山幾世君） 皆さん、おはようございます。2番、梶山幾世でございます。平成24年8月の定例会において、私は次の3件の質問をさせていただきます。

まず初めに、証明等のコンビニ交付サービスの導入についてお伺いいたします。現在、一部自治体で実施されておりますコンビニ交付サービスは、交付業務を委託する自治体が発行する住民基本台帳カードを利用すれば、セブンイレブンの約1万4,000店舗のマルチコピー機から住民票の写しや各種税証明書などを入手することができます。このサービスに、2013年春から、業界2位のローソンと同4位のサークルKサンクスも算入されるようです。

コンビニ交付は、2010年2月から、東京都渋谷区、三鷹市及び千葉県市川市で試験的に始まったようですが、本年5月7日時点で交付業務をセブンイレブンに委託している自治体は46市区町村で、本年度中の新規委託は福岡市など11市町あるとのことです。

滋賀県では、愛荘町が迅速な決断と対応で2010年11月1日、西日本で初めてのコンビニ交付サービスをスタートされておられます。その評価として、コンビニ交付サービスは自動交付機によるサービスに比べて導入コストやランニングコストが安いこと、紙詰まりの対応、操作方法の指導などはセブンイレブンが対応してくれることで運用面の人的負担もほとんどなく、利用者側からは利用時間が長く、町外での利用ができ、サービス範囲が広く、操作方法も簡単でセキュリティも高いなどの理由から、セブンイレブン側に手数料を1通につき120円払っても、人件費を含めた費用に対する効果が十分にはかれる非常に有効チャンネルであるとの評価を聞いております。

また、本年7月9日からは長浜市も導入されております。

コンビニ交付サービスは、自治体の窓口が開いていない日でも6時半から23時の間証明書を取得することができ、住民が必要なときに都合のいい場所でサービスを受けられ、自治体にとっては住民サービスを向上させることができ、窓口業務負担の軽減などコスト削減の効果にもつながります。

先日も市民の方との懇談会の折り、現在コンビニ納税を利用されている方から、コンビニは行きやすく便利で納税しやすいと喜びの声を聞かせていただく中、住民票や印鑑証明書等の交付もぜひコンビニで取得できるようにしてほしいとの要望も聞かせていただいております。本市におきましては、本年2月コンビニ交付サービスの検討についての考えを聞かせていただいておりますが、住民へのサービスの向上、利便性の観点から早期実現が期待されます。ぜひ導入をと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

次に、通学路の安全対策についてお伺いいたします。6月議会におきましても、文部科学省、国土交通省及び警察庁から全国に通知された緊急合同総点検の実施について質問させていただきましたが、引き続き、その後の取り組みについて質問させていただきます。

6月26日には通学路の安全対策のための有識者による懇談会も設置されており、今日求められている対応は官民の知恵を結集し、国民の意識改革をも見据えた総合的通学路の安全対策ではないかと思えます。

そこで、次の点をお伺いいたします。

1、本市における緊急合同総点検の結果について。

2、緊急合同総点検の結果を点検のための点検に終わらせないために、目に見える対策の迅速かつ計画的な実施を図るべきかと考えますが、見解を伺います。

3、本来、通学路の安全点検は継続的に行われていなければならないものであります。今後どういう形で継続していかれるのか、以上の点について見解をお伺いいたします。

最後に、学校施設の非構造部材の耐震点検、対策の実施についてお伺いいたします。昨年3月11日に発生した東日本大震災では、学校施設にも甚大な被害がありました。建物の柱といった構造体だけではなく、天井や照明器具、外壁、内壁など、いわゆる非構造部材が崩落し、避難所として使用できないばかりか、児童・生徒が大けがをする事故まで起きた例もありました。地震等災害発生時において、地域の避難所となる学校施設は児童・生徒だけでなく地域住民の防災拠点であり、その安全性の確保、防災機能の強化は待ったなしの課題です。現在、学校施設の構造物の耐震化は鋭意進められてきましたが、それとともに天井や壁、窓などの非構造部材の耐震化も早急に実施していく必要があると考えま

す。文科省も「学校施設の非構造部材の耐震対策の推進について」を通知し、学校施設の安全確保に万全を期すよう、特に点検と対策を進めるよう通知をしております。

そこで、次の点を伺います。

1、学校施設における天井や照明器具、外壁、内壁など、非構造部材の耐震点検の実施状況について。

2、文科省は、「非構造部材の点検項目によって建築基準法第12条に規定されている法的点検の機会を活用することも有効と考える」と通知に記しております。専門家による非構造部材の耐震点検を今年度中にすべきではないかと考えますが、見解を伺います。

3点目、国も東日本大震災後の防災対策に力を入れており、公立学校、私学ともに非構造部材の耐震対策に係る財政支援制度が拡充され、文科省、国交省の予算で対応が可能としております。この機会を活用し、耐震点検した結果、耐震対策が必要となったものうち緊急を構すべきものについて、国の支援制度なども活用して補正予算を組む等、今年度中に完了させるべきだと考えますが、以上の点について見解をお伺いいたします。

よろしくお願いたします。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） それでは、梶山議員の1点目の証明書等のコンビニ交付サービスの導入についてのご質問にお答えします。

野洲市のコンビニ交付サービスにつきましては、今年2月の全員協議会におきまして、市民サービスセンターの自動交付機の更新についての関連で説明させていただいておりますが、現時点で導入する場合につきましては、システム変更単独で行うこととなりまして、イニシャルコストで約6,500万円、ランニングコストで約700万円の高額な費用がかかること、また市民の方には市民カードから住基カードへの交換が必要となるなど課題が多いことから、新たな基幹系システム構築時にあわせて取り組むほうがより効率的であると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雄君） 梶山議員の2点目、3点目についてお答えを申し上げます。

まず、通学路の安全確保についてですが、1点目の緊急合同点検の結果について、お答えを申し上げます。本年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が入り込み死傷者が発生する痛ましい事故が相次いだことから、文科省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し



て作成されました通学路における緊急合同点検等の実施要項に基づき、市内各小学校の通学路を、7月中旬に、地域、学校、道路管理者、警察、市の関係者が連携して、述べ145名の方が通学路点検を行うとともに、交通事故の多くがドライバーの交通ルール違反とも考えられることから、交通安全の啓発も兼ねて実施をいたしました。その後、関係者でなお一層の安全対策が求められる課題箇所の検討を行い、信号機の設置や路面表示など29カ所を抽出いたしましたものでございます。

2点目の対策につきましては、とりまとめた29カ所につきまして、既に関係機関への設置要望を終えているものや、地域の方による見守りの継続した実施、また啓発物などの取り組みも進めていただいているところでございます。

3点目の、今後の継続についてのお答えでございますが、通学路の安全点検につきましては、これまでも毎年年度初めに教員による集団下校時の点検、またPTAや地域の方の協力による点検を実施しております。今回の緊急合同点検での取り組みも踏まえ、引き続き安全点検を毎年実施してまいりたいと考えております。

続きまして、学校施設の非構造部材の耐震点検・対策の実施についてお答えをいたします。これまで校舎の改築工事や耐震補強、大規模改修工事を実施した各小中学校におきましては、工事を実施したことで非構造部材の耐震性能を確保できておりますが、昭和56年以降の新耐震基準で建築されている施設につきましては、非構造部材の耐震点検は実施しておりません。

2点目の専門家による非構造部材の耐震点検につきましては、建築基準法第12条に基づく学校建築物の構造及び建築設備等の調査結果の定期報告につきましては、3年ごとに報告する義務がございます。直近では、昨年度、23年度に各小中学校の建物の調査を実施し、県に報告をしたものでございます。また、文科省の定める耐震化ガイドブックでは非構造部材の点検項目がより詳細に定められており、これを実施するには、具体的な点検箇所、時期等を定めた実施計画を策定し、学校が点検する項目、設置者が点検する項目を定め、必要な場合は点検する項目を専門家に依頼することになっております。このように非構造部材の耐震点検には準備期間を要することから、現在重点的に取り組んでいる校舎の耐震化工事の完了後において、老朽化が目立つ校舎の大規模改修の検討も含め非構造部材の点検作業に着手する予定でございます。

なお、体育館の天井部材の落下が危惧されておりますが、本市のすべての体育館には天井部材が設置していないことから、地震による落下の危険性はないものと考えております

が、照明器具、またバスケットゴールの点検は速やかに実施してまいりたいと考えております。

3点目の非構造部材の耐震対策を今年度中に実施し完了すべきとのご指摘でございますが、2点目でもお答えをしておるとおり、耐震性能が低い校舎の改築工事、また改築工事後の解体工事を実施しております。昭和56年以降の耐震基準で建築した施設の老朽化は目立っております。今後、当施設の大規模改修の必要性も高まっておりますので、このようなことから、非構造部材の耐震化工事の実施につきましては、大規模改修の検討をする中でこの点検も行い、今後、国の助成の内容も含めて総合的に判断しながら、非構造部材の耐震対策につきまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 梶山幾世君。

○2番（梶山幾世君） それでは、再質問をさせていただきます。

コンビニ交付サービスにつきましては2月の全協で資料もいただいておりますが、導入した場合のスケジュールということで、実際27年度ぐらい稼働かなというのはいただいておりますが、した場合ということで、まだやるという断定的なものではありませんので、ぜひこれからこういった国全体が取り組む中で、やはり市民の方の利便性を考えていく中で、しっかり、こういった計画が、効率を考えると早くすると費用対効果が非常に、市民の税金ですので、考えて取り組むということですので、速やかに取り組める方向で実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、通学路の安全対策についてでございますが、今たくさんの方が出ていただいたということで、多くの方に参加いただいて、細かいところを見ていただいたと思います。先日も点検結果を見せていただきましたが、今回伺っておりますと、警察も非常に力を入れて取り組んでいただいているということなので、信号機等も早くつけていただけるのではないかと期待をしておりますが、今回の点検結果の29カ所、今回質問したことでもう一度確認させていただいたんですが、例えば、今答弁の中で、実際にきちっと対応できているところもあるという答弁がありましたが、29カ所のうちのどこがしっかり対応できたのか、ちょっと具体的にどこの箇所か教えていただきたいと思います。

それと、非常に不安に思いましたのは、中主小学校の市道堤西河原線六条吉地間という項目の中で、「止まれ」の文字が消えているということがあって、これは公安委員会に言わなければいけない内容だと思うんですけど。ここの対応が、こういうのは早急にしていか

なければ本当に危険な状況だと思うんですけど。この中で、特に緊急を要する場合とか、時間がかかる場合とかあると思うんですけども、この辺の本当に緊急のところをどのように、市ができないところをしっかりと対応がどのようになっているのか伺いたいと思います。

もう一つは、信号機の設置要望が3カ所出ております。先日も20人の方と市民懇談会を持つ中で、安全対策についてのさまざまな質問があった中で、信号機、危ないので、つけてほしいという要望がありまして、そこで、これをちょっと見ておりますと自治会からも要望が出ているので、比較的早くつくと思いますということで返答はしたんですけども、今市民の方も、信号機を幾ら要望しても市としては今回は2機しかつかないと聞いているとか、それはどこなんだとか、非常に待っている期間が長い。やっぱり危ないところはもっともっと早急にすべきではないかという声も先日聞かせていただいておりますが、今回の信号機の設置要望が出ているところは、どのような期間で設置ができる方向性が出るのかどうか、その辺も聞かせていただきたいと思いますが。

いずれにいたしましても、これの具体的な取り組み状況、今検討しているということで、危険な内容は今しっかり整理されておりますが、その危険な内容をどのように、例えば路面表示をするとか、白線を引くとか、信号機をつけるとか、さまざまな内容でございまして、これをどのようにしていくかという内容は早急に整理して市民の方にもしっかりと話ができるように、また点検していただいた145名の方にも報告できるようにしなければいけないと思いますが、この辺の取り組みは今後どのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

それと、最後に質問しました学校施設の非構造部材の耐震点検と対策の実施でございますが、今、我が党も全国的に非常に総点検をして調査をしながら調べているわけですが、調査結果によりますと、全国でも、この非構造部材の点検ができてるところは26%にとどまっている。滋賀県下でも、私が聞きました情報によると、50%ぐらいしかまだできていない。早急に、こういった非構造部材の耐震点検が必要だということを聞いております。本市も、まだ改築とか新築とか新たにさせていただいたところは大丈夫だと思うんですけど、これから例えば照明器具とか、特に体育館等は避難場所でもありますし、そういった先ほどのバスケットゴールの機材とか照明機材とかこれから点検していくということですけども、これは早急にさせていただきたいと思います。

それと、予算の関係でちょっと触れておりましたけども、文部科学省から公立学校施設の非構造部材の点検に係る財政支援についてということで、この財政支援を活用して公立

学校施設の非構造部材の点検、特に致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井材、照明器具、バスケットゴール等の落下防止対策等を進めていただきたいということで、こういう通知が行っておりますが、こういった支援制度をしっかりと活用されているのかどうか、今後の方向性もぜひ聞かせていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雄君） 梶山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

通学路の29カ所で、どのような対応になっているかということです。29カ所、29ポイントですね、これまでさきの議会でご説明を申し上げた62カ所が上がってきたということですが、今回それをある程度ポイントとして29カ所にまとめさせていただきます。おおむね10カ所が今回要望に向けて動いているという中でございます。1つは、篠原でいきますと、踏み切りの柿の木原踏み切りとか、県道鴻池のあたりの信号機の要望という形でも進めておりますし。祇王につきましても、県道野洲中主が開通したことによって今交通量が多くなったということで、要望ということで。例えば三上ですと、三上タイヤのガードレール設置ということで、今回29ポイントの中で要望したり、近々やっていたけるというのが大体10カ所ぐらいございます。29カ所の中で、4、5カ所については危険であろうということで、どちらかといえば見守り含めて地域の方のご協力をいただきたいということで、もちろん信号がつくまでは、これまでも地域の方が見守りをいただいておりますので、一層子どもたちが安全に渡れるような形でご協力いただきながら、信号機がいち早くつけばと考えているところでございます。

また、一旦停止の部分は、おっしゃるように市内でも多く消えております。ただ、すべての小学校区で守山の警察交通課長が来ていただいて、その都度お話をして、課長はいち早くしたいとおっしゃってますが、交通安全対策の、実際のところ、県の予算総額で野洲市でどれだけ引けるのかということはおっしゃってたんですが、いち早く引いていただけるような形で進めてまいりたいと考えております。

続きまして、非構造部材の対応ということで、国は屋内運動場のいわば避難所として扱われるような施設についてということで、市としては今回、数年で、体育館についても大規模改修等で、その部分については危険リスクが下がったと思っておりますけども、今申しましたようにつり下げ部分、この部分については今後目視による点検になりますが、点検をして、少し危惧される部分については来年度に向けて取り組みを進めたいと考えてお

りますし、国のほうでは昨年から非構造部材の耐震対策ということで3分の1、あと残り起債という形で財政支援をいただいているということでございますが、市としては、先ほど申しましたように、どのような形でまとめるかというのは、4月以降に通知はいただいたんですが、まずはできることの点検を進める中で、次年度以降で非構造部材の取り組み、これも検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 梶山幾世君。

○2番（梶山幾世君） 前向きな答弁をいただいたわけですが、特に学校の非構造部材、これは早急に、今災害が起きても対応できるように、特に専門家等も交えてしっかりできるところからしていただきたいと思っておりますし、大規模改修を終えてない学校をちょっと見せていただいているんですけども、不具合な状況も出ている内容も聞かせていただいておりますので、こういったことも早急に計画を立てて取り組んでいただきたいと思っております。

通学路の安全対策につきましては、非常に今回、全国的にも取り組んでおりますけども、そういう事故が起きると大騒ぎをして取り組むというケースがありますし、事故が起きたから急に「止まれ」の線を引くとか、横断歩道の線を引くとかというふうに、そういうことが往々にあるわけですけども、そういうことないように早急に、今しなければならないことは早急に要望するところは要望し、市でできることはしっかりと早いスピード感のある対応をしていただきたいと思っておりますので、以上で要望にかえておきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第3号、第4番、市木一郎君。

○4番（市木一郎君） 第4番、市木一郎でございます。それでは、自治体クラウドの共同化について、一問一答方式で一般質問を行います。

なお、自治体クラウドに関しては、3月議会で、三和議員が野洲ネットの代表質問の中で、自治体クラウド導入をということで質問をされておりますが、今回は共同化に視点を当てて質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、昨年3月11日に発生した東日本大震災では、庁舎が被災し、住民情報が消失するという事態が発生をいたしました。以降、自治体クラウドについて経費の削減はもとより、リスク管理の側面からも導入を検討される社会的な状況や動きが出てきたところです。本議会では、去る7月19日に、総務常任委員会の行政視察研修として、自治体クラウド導入の先進地である奈良県の河合町を訪れました。その報告書で「システム関連経費の削

減を最大の目的として、首長の強いリーダーシップと原課からのボトムアップで実現した自治体クラウドの共同化。財政難に関係なく、制度改正やシステム更新のたびに多大な経費が投資される現状において、規模拡大によるスケールメリットは、小規模自治体にとり大変魅力あるものと感じた」と感想を述べさせていただいています。前置きはこれぐらいにしておき、質問に入りたいと思います。

まず、国の動きについてですが、総務省のホームページによりますと、平成21年から22年度に自治体クラウド開発実証事業の実施が行われ、平成22年7月に自治体クラウド推進本部の設置が行われています。そして、平成23年度より自治体クラウドの導入に対して、①情報システムの集約と共同利用に向けた共同計画を作成するための経費、②保有するデータをデータセンターに移行するための経費を、特別交付税による支援措置が実施されていますが、自治体クラウドについての本市の認識をお伺いします。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 市木議員の、自治体クラウドの共同化につきましてのご質問にお答えをさせていただきます。

国の動向につきましては、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上を図ることを目標として掲げ、行政分野においても情報処理システム機能を所有することから、ネットワークを通じて情報システム機能を提供するサービスを受けることが一般的になると考えられています。本市におきましても、今回のシステム再構築計画におきまして、将来的な自治体間での業務の共同化を、基本的な考え方に基づいて検討を行ってまいりたいと思っております。なお、自治体クラウドシステム導入を前提とした共同化計画の策定などの経費、導入に伴うデータ移行経費について特別交付税措置がなされており、財政的な支援は魅力的ではございますが、今回のシステム再構築に当たりましては、システムの保守期限の終了や制度、法改正を視野に入れたものでありまして、また近隣市におきましても既に新システムの導入を決定し、システム共同化への十分な取り組み時間が確保できない状況というふうなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市木一郎君。

○4番（市木一郎君） 今の答弁の中で、財政的な支援は魅力的でありますと答弁がございました。交付税措置の内容はどのようになっていますか。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 特別交付税の措置の内容でございますが、先ほど市木議員がご質問の中で申されました、23年度より実施されております。対象経費については、情報システムの複数自治体での共同利用、集約化を目的とした共同化計画策定等の経費、そして住民データのクラウド移行に伴うデータ移行経費を対象としているということでございます。なお、特別交付税で措置される経費の割合につきましては一律ではないということで、財政指数も加味されているというふうなことでございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 一般的には、交付税措置と言われると70%とかありますでしょう。それと例えば限度額があるのかとか、その辺の情報はいかがですか。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 今のところ、私どもでちょっと入手しているのは、財政指数が加味されるというふうなことでございます。一律の70%とか、そうしたものではないというふうに聞いております。限度額については、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、また調べてご報告申し上げたいと思います。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） それでは、次に、県の動きについてお伺いをします。

県の自治体クラウドに対する考えはどのようになっていますか。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 県の動きについてでございますが、現在、滋賀県情報政策課、おうみ自治体ネット整備推進協議会事務局におきまして、県内市町の基幹系システムの共同化に関する調査・研究が行われておるということでございます。このシステム共同化利用の効果分析結果については、本年度の秋には滋賀県のほうから示される予定というふうなことでございます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） それでは、次に、県内では住民基本台帳や国民健康保険など行政の基幹データについて県内6町、日野、竜王、愛荘、豊郷、甲良、多賀が、今年度、企業のコンピュータで共同管理する自治体クラウドを導入する準備を始めたとの情報を得ていますが、どのように認識されていますか。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） ご指摘のとおり、今現在、滋賀県の町村会で、そうした税や

保険など行政情報について、システムの共同化をクラウドで運用することを目指している状況でございます。今後は、滋賀県の情報政策課、おうみ自治体ネット整備推進協議会の事務局において、この辺の効果分析もされ、本年度にはクラウドシステム導入に伴う運用に関する情報が提供されるものと考えております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 次ですが、本市では「本市が合併以降、基幹系、情報系として利用してきたシステムについて、およそ10年が経過し、目指す情報化の方向と情報化の活用範囲を見直すときが到来しています」として、6月に野洲市総合行政システム再構築計画書が策定されたところですが、特に基幹系では、現在使用している住民情報システムが平成27年度においてメーカーの保守期間が終了を迎えるとのこと。準備は急がなくてはなりませんが、計画の目的の中に「全体最適化計画を策定し、今後10年間程度の先を見据えた野洲市総合行政システムの考え方を整理し、方向づけを行いたいと考えています」とありますが、10年間の間に自治体クラウドの共同化は視野に入っていますか。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 今回のシステム再構築では、現状分析を行い、全体最適化計画において運用・保守費用の硬直化、これまでの情報資産活用、個人情報保護、災害時の対策など、システムの共同化について検討し、今後の方向性や基本的な考え方を確立した中で、基幹系、情報系のシステムの再構築を実施するものでございます。したがって、今回のシステム更新は、次期システムへの取り組みを見据えて、次に来であろうシステム共同化への準備と計画的な導入、移行を目指す一つのステップであると位置づけております。

なお、昨日、情報では、草津市さんが今現在23年度に既に自庁方式で導入をされておるんですが、次の28年度には共同化をしていきたいというふうな意向をされておりますので、私どもも次期のステップとしていきたいというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） それでは、次に、山仲市長にお伺いしたいと思います。

計画書の第5章、情報化整備その1、情報化への取り組みの中に、「例えば」としてはありますが、「野洲、守山、草津、栗東の4市において、同一のグループウェアを稼働していたと仮定します。各市のサーバーには、それぞれのデータを格納しています。このグループウェアを光回線で結び、運用を相互に開放し、データについても1カ所に集約することで、



機器の設置費用と運用コストを削減できる可能性があります」とあります。この4市の人口をあわせると約32万人、先般研修させていただきました奈良県河合町のシステム経費分析によると、パッケージの人口ランクとランクごとの価格比率では、人口ランク30万人以上の規模で最大のコストパフォーマンスをあらわしています。情報系にしろ、基幹系にしろ、4市が更新時期を合わせるのは困難ですが、先ほどの県内6町では機器更新の時期に合わせ可能な町から順次取り組みたいとのこと。ぜひ4市において自治体クラウドの共同化に向け、まず市長と担当者それぞれの情報交換の場を設けていただきたいと思います。お考えをお伺いします。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市木議員のご質問にお答えします。

そもそも基幹システムの更新をしないということがあったので、今回、今引用いただいた行政システムの検討は私が指示したんです。普通ですと、単純に機器の更新とか、システムの更新なんです。そうじゃなしに、現状を把握して、ねらいはどうかとかという、まさに議論をした上で今回ののはなっていますので、ご指摘のとおり既に動いているから今こうなっているというふうに認識をしております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後に、本市のシステムの現状についてお伺いします。経費の削減、自治体クラウドの共同化を考える場合、パッケージの採用が最善と考えられますが、計画書の中に、カスタマイズの複雑化、必要以上のカスタマイズ化を避け、パッケージ限定とカスタマイズの状況、カスタマイズの要否、ノンカスタマイズの検討、必要となるカスタマイズを絞り込み等々、カスタマイズという言葉が随所に出てきます。そして、第4章、システム再構築による改善ポイント、1. コスト削減効果の最後に「カスタマイズの極小化を進めることにより、常駐システムエンジニアの人員と経費の見直しを進めます」とありますが、現在行われているカスタマイズが障害になっているように思いますが、現状についてお伺いします。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 今のご答弁の前に、先ほどの交付税の限度額というふうなことで情報を得ましたので、限度額については実際の参入率が示されていないというふうな

ことですので、限度額は現在示されていないというふうなことでございますので、ご報告させていただきます。

それでは、ご回答申し上げます。現在、野洲市では基幹系システムにおいて、税、年金、国民健康保険などを一つにしたパッケージシステムを採用していますが、市民サービスや業務水準を維持する観点から、独自の工夫によるカスタマイズを実施し、高度な処理システムの構築を行っているところでございます。こうしたことから、常駐のシステムエンジニアリング、これを2名配置しております。経費の増大というふうなことでございます。経費の増大化の原因となるとともに、カスタマイズは今後進む電子自治体の推進にあつてさらに多大なコストを必要とし、財政的な負担や人的負担が大きくなり、一自治体がみずから個別にこれらの対応を進めていくには限界があると思っております。こうしたことから、今回のシステム再構築におきまして、個々のワークログを見直しまして、これまでのシステム上の問題点を克服し、業務の標準化によるシステムの標準化が今後の方向性や基本的な考え方を確立した中で、基幹系、情報系のシステムの再構築に結びつくものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） いろいろとご答弁をありがとうございました。今後も厳しい財政運営が続く本市にとって、規模拡大によるシステム関連経費の削減は財政に大きな効果をもたらすことは間違いなく、ぜひ自治体クラウドの共同化を積極的に推進されることを願います。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をいたします。再開を午後1時とします。

（午前11時45分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（田中良隆君） それでは、午前中に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第4号、第8番、丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 第8番、丸山敬二です。それでは、一般質問を3件やらせていただきます。

まず最初に、文化・体育の重複施設についてということで質問をさせていただきます。平成25年3月31日をもって、財団法人野洲文化スポーツ振興事業団が解散することと

なりました。新規職員の採用ができなく、職員の高齢化による組織の硬直化と人件費の高騰を挙げておりますが、経営の面からの分析はどうであったのかというのはちょっと疑問の残るところであります。経営という面では、それぞれの現場におきまして、例えば文化面では従来公民館で取り組んでいた生涯学習の事業を事業団の文化振興事業と位置づけたり、スポーツ事業ではメタボ対策やトレーニング機器を使用した健康づくり事業等、積極的に取り組んでいるようです。この辺のことについて、成果の分析評価というのはどのようにされてたのかなという疑問は残るところです。しかし、解散によりまして、文化・体育施設は存続して、野洲市の直営とする方針でありますので、これを機に、重複施設の統廃合を含めた今後の取り扱いについて伺いたいと思います。

まず、体育施設について、平成23年度の文化スポーツ振興事業団の事業報告の利用状況は、利用した人数であらわされておりますけれども、その人数を見ただけでは利用の状況がいいのか、悪いのか、どのように理解すればいいのか、わかりにくいところがあります。たしか平成22年度までは稼働率と人数も示されていたと思うんですけど、23年度の資料では人数だけしかないのではないかなと、このように思います。

総合体育館とかB&G海洋センター、それから体育センター、いずれもバレーボールを初めとした室内球技に主として利用できるものでありますけれども、その中でも規模的に同じ程度のB&G海洋センターと体育センターの平成19年度からの稼働率を教えてくださいと思います。稼働率はいろいろ出し方があると思うんですけど、恐らく過去のは日数での稼働率を出されたと思いますので、日数による稼働率を教えてくださいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育部政策監。

○教育部政策監（千歳則雄君） 教育部政策監、千歳です。よろしく申し上げます。丸山議員の文化・体育施設、重複施設についてのご質問にお答え申し上げます。

1点目の体育施設についてであります。日数と時間による稼働率をお尋ねでございますが、B&G海洋センターは体育館、グラウンド、プールの諸施設があり、それぞれの実質稼働日数ということでございますので、19年度から23年度までの推移を順に申し上げます。今申し上げました体育館、グラウンド、プールの全施設共通でございますが、19年度が305日、20年度が313日、21年度が309日、22年度が312日、23年度310日となっております。実質稼働日数につきましては、これと同数でございます。

稼働率の計算の方法としましては、今の実質稼働日数に12時間という営業時間を乗じ

て全開館時間を算出いたしました。これを実際の利用時間数で割った数値を稼働率としてお示しをいたします。19年度から23年度の順に申し上げますと、体育館では、19年度から申し上げます61、20年度が63、21年度が66、22年度が68、23年度が71%と稼働率が上昇しております。また、市民グラウンドでは、45%、50%、51%、やや下がりました43%、41%となっております。また、体育センターの稼働率は、80%、86%、84%、87%、86%でございます。繰り返しになりますが、19年度から23年度までの5年度の数字を順次申し上げます。1日のうちの時間帯別の稼働率については、詳細なデータはとっておりません。

B&G海洋センターは、中主周辺の住民の方のご利用が多いと考えられまして、身近に利用できる体育施設として、十分地域のニーズを反映した活用がなされているものと認識をしております。また、体育センターも、立地的に離れた施設ではあることも勘案しますと、稼働率は相当高い数字であると評価しております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。

先ほど言いました平成22年度の稼働率が月別に出たのが、昨年、22年度の事業報告の中にありまして、その中を見ますと、確かに、このB&Gと体育センターですね、非常に稼働率は高くなっています。稼働率のほうはわかりました。

次に、その報告の中で、先ほど言いました人数になっている中なんですけど、人数に、いわゆるそこの設備を利用している人、あるいはその人らが主催して何かやったりするのを利用しているのはあると思うんですけど、この辺の中に、その見学者、有料無料問わずにですけど、この人数の中には見学者を含んでいるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（田中良隆君） 教育部政策監。

○教育部政策監（千歳則雄君） 2点目のお答えをいたします。

事業団の事業報告書の施設利用状況につきましては、単位は人となっております。これには基本的にその施設への入館者がカウントされていますので、スポーツ参加者のみならず見学者の人数も含まれております。

以上です。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ということは、まあまあ参考程度ということですか。入館という

てから、利用という面で見るとどうかなということがありますがでも。

それでは、次の質問に行かせていただきます。事業団の報告によりますと、B & G海洋センターと体育センターの利用料収入ですけれども、どちらも単価が比較的安く設定されておりますので収入としては余りよくないようですけれども、例えばこれらの分について、採算分岐点とかいうのは何か考えというのはあるのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（田中良隆君） 教育部政策監。

○教育部政策監（千歳則雄君） お答えを申し上げます。

B & G海洋センター、体育センターにつきましては、利用料及び経費または稼働率で、それぞれの採算分岐点をお尋ねでございます。野洲市としましては、総合体育館、温水プール、また後ほど述べます文化ホール、文化小劇場も含めて、文化・体育施設の運営上の採算分岐点という形での経営管理の考え方は持っておりません。市民の主体的で活発な文化スポーツ活動の振興を図るために、指定管理者制度による効果的で適正な施設の管理運営が行われるように必要な政策経費を支出するという考え方で、そのために必要な人件費や施設管理と運営経費を指定管理料として適正に算出して支出をしております。この指定管理料の予算枠内で事業団の収支が均衡すれば、それが採算の分岐点であるとも言えるかもしれません。

指定管理者は、指定管理料に保証されました人件費と施設管理経費の上に、事業団の自主事業が展開しまして、そこに利用料や事業収入が加われば、収支としても収益が発生し黒字になるという仕組みでございます。

自治体が市民のための施策として実施するインフラ整備や福祉行政の支出と同じように、社会教育分野での行政施策経費として支出される文化・体育施設の経費では、採算分岐点という視点ではございませんで、効果的で効率的な施設利用の促進のための工夫をどのように図っていくかという、そういう観点で運営をチェックしてまいります。今後の直営化によりまして、事業団がされていた事業運営にある意味で厳しいチェックも入れまして、職員配置や事業の効率を見直してまいりたいと思っております。施設の利活用と運営についても、無駄や非採算要素が見つかりましたら、事業面での思い切ったスクラップアンドビルドの実行もいたしたく思っております。

以上です。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） わかりました。やはり市民への、そういった有効に使ってもらう

というか、そういう意味からすると、余り採算ばかり考えていたんでは、これは恐らくならんというのはよくわかりますんで、確認の意味でさせていただいたということでございます。

そしたら、体育施設のほうにつきましては一応わかりましたので、次に文化施設のほうですね。同じような内容でお伺いしたいんですけども、先ほど聞きました単位に人の話、それから採算分岐についても、これは先ほどの答えと同じだと思いますので、文化ホールとさざなみホールについて、先ほど体育施設でも聞きました稼働率ですね、この辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育部政策監。

○教育部政策監（千歳則雄君） 市内の両ホールの利用状況につきましては、それぞれの年間開館日数と実質稼働日数について、2つの数字を表現してお答えをいたします。

野洲文化ホールは、開館日数では19年度301日、20年度が299日、21年度が292日、22年度が313日、23年度が312日となっております。ただし、設備点検や併設しております「コミセンやす」の事業が行われるときなどは、駐車スペースの制約からホール事業を入れ込まないなどの配慮をしておられますので、実質稼働日数は先ほどの数字より1、2割減りまして、19年度224日、20年度が257日、21年度が262日、22年度が267日、23年度が246日となっております。

貸館日数を実質稼働日数で割った稼働率でお答えいたしますと、直近の平成23年度の年間稼働率は、野洲文化ホール、大ホールで43%、小ホールが75%、文化小劇場が52%、この3つのホールの総平均で60%となっております。また、さざなみホールでは37%となっております。

19年度から23年度の経年変化を繰り返し申し上げますと、野洲文化ホールが44、38、39、また39、43%、小ホールが32、32、29、59、75、文化小劇場が60、51、52、59、52%、さざなみホールでは37、31、23、31、37と、多少のばらつきがあるものの全体としては穏やかな増加傾向でございます。特に、小規模ホール、小ホールの稼働率がここ2、3年急増しているということが認められます。

以上です。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。体育施設と、この文化施設で稼働率というんですか、差があるのはわかりました。

B & G 海洋センターと体育センターですけれども、まずこのほうについて調べてみますと、体育センターというのも、もともとは勤労者体育センターということで、今でもそうですけども夜が 9 時 30 分まで利用できる。海洋センターのほうも、一応 9 時まで利用できるということで。この利用の状況を見ると、昼間の時間が予約やとかその辺を見てもあいているんですけども、午前と夜間がほとんど予約で詰まっていると、長期にわたって 3 カ月分ぐらい見てもほとんど同じような状態なんですけど。大体この利用者というのは、例えば今の体育センターとか行きますと、勤労者ということなので、これは勤労者が利用されているんですかね。海洋センターは学校関係かな、それとも地域の団体さんかなという気がするんですけど、その辺もちょっとわかれば教えていただけますか。

○議長（田中良隆君） 教育部政策監。

○教育部政策監（千歳則雄君） その内容といたしますか、利用者の、どういう人たちであるかというデータは、実は今手元に持っておりません。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8 番（丸山敬二君） わかりました。多分、今私が調べた分で、想像で行くとそうかなという気はしてるんですけど。先ほど来、結構、利用されていて収入は少ないと言いながら、でもこの維持管理にかかる経費というのは結構なもんやと思うんですけど、先ほど申しましたように、今度市で直営でやる場合について、この辺の統廃合の考えというのは何かお持ちでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育部政策監。

○教育部政策監（千歳則雄君） 施設の統廃合という点でのお尋ねでございますけれども、結論から申しますと、効率が悪いから統廃合、閉めるとか、そういう考え方は持っておりません。それぞれの地域におきまして有効にその施設が働いているという認識のもとに、それぞれの施設の規模や特性を十分に活かしながら、その活用率を上げていくという、そういう考え方で臨みたいと思っております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8 番（丸山敬二君） わかりました。

じゃ、次に、文化ホールとさざなみホールのことです。ちょっとお伺いしたいことがあるんですが、野洲文化ホールが席が約 1000 席ですね、さざなみホールが約 500 席。これについて、利用者から見たホールの規模で選べるメリットというのがあるんですけども、交通の便を見たとき、さざなみホールについては決して便利とは言えないのではないかな

と。例えば文化面、文化関係ですと、結構日曜日とかにいろんな催しとかやるんですけども、例えば日曜日にコンサート等を計画した場合、公共交通を利用しようとするれば、日曜日ですので循環バスはありません。民間バスも2時間に1本ぐらいしかないんですね。こういう意味で、市民の方からも、自分たちがそういった発表会のようなものを計画して知り合いとかに来てもらおうとした場合、交通機関に非常に困ると、何とかしてもらえんやろうかというような話を聞きました。この辺のことについて、さざなみホールについて、その循環バスの運用を日曜日に拡大するとか、例えば循環バスの日曜日拡大ってそこだけではできひんやろうということもありますので、今通っている民間バスの運転時間の配慮の申し入れとか、その辺のことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育部政策監。

○教育部政策監（千歳則雄君） 大局的な話から申し上げますと、野洲の文化ホールは県内でも比較的規模の大きな施設でございます、JRからも近い、アクセスも利便性もよいということで施設の評価は高いものの、反面、駐車場の問題や施設の老朽化による使い勝手、1,000人規模という収容数では興行採算面で中途半端であると、こういうような不満の声もいただいております。

一方、さざなみホールにつきましては、収容人数が約500名という中規模ホールでございます。これは一定のご評価、ご理解をいただいているところでございますが、今ご指摘のとおり、地域の循環バス等、アクセスの点で難点があることもご指摘いただいているとおりでございます。

コミュニティバスにつきましては、交通空白輸送として自家用有償旅客運送の登録を受けて運行しているものでございまして、さざなみホールの利用者を主とした輸送を実施することは登録の範囲を超えていると考えております。また、ホールの収容人数に比べましても輸送力も小さいため、現実的ではないという認識でございます。

交通面でのさざなみホールへの利便性向上につきましては、今ご指摘がありましたように、民間のバスの活用も視野に入れまして、別の手法の検討が必要だという認識をしております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） わかりました。

しかし、循環バスの日曜の運行については、ここに限らず、ほかの面でもあると思いますので、今後はその辺もちょっと意見を集約しながらやっていただきたいと。今確か、こ



のさざなみホールのところは、循環は3路線、3コースが通ってたんでしたかな。何かそんなんやと思いますので、できるだけさざなみホールをいろんな方面の人が利用できるように、先ほど言いましたように市内の人だけでなく市外からもみえますので、その辺を配慮していただきたいと。答弁の後にありました民間バスのほうですね、バス会社のほうにも何とかそういう協力をしていただけるようなことも、お願いしていただきたいなと思います。

このことについては、市長への手紙の中にもさざなみホールが書かれてました。中には、ちょっと乱暴に、不便やから廃止して売れとかいう言葉も書かれておりました。このことについて、市民のそういうような声があったということは、先日の9月1日号の広報やすにも、たしか入ってたと思うんです。何でしたっけ、街角スポットじゃなかった、何でしたかね、その欄に入ってた。ちょうど私の所属しています給与所得者の会も、同じような質問を、さざなみホールと文化ホールのことですらちょっと出しておいたみたいなんですけど、そういった中で私も質問したもんですから、この広報やすの9月1日の分について、ちょっと何で挙がったのかなという興味があるんですけども、ちょっと通告では政策調整部長には求めてないんですけども、もし答えていただけるんでしたら、なぜ取り上げたのかなというのを、政策調整部長、できたらお願いしたいんですが。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） ただいまの広報のコーナーの質問でございますけれども、市の公聴制度を活用しまして、市民の皆さんからいろんなご意見なりご提言をいただいております。これらは原則すべて市のホームページのほうでは紹介させてもらっております。その中から、広報のほうへは、1点が無作為に抽出いたしまして、毎月の広報の中で紹介をさせていただいておるということで、特に意図があってこれを選択ということじゃなしに、毎月の中から1点選ばせていただいております。こういうことでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。私もこんな質問をして、これを見たもんですから、何か気づこうてくれたのかなと変な錯覚をしておりましたけど、締め切りから言うたらそんなことはないと思いますので。

じゃ、この文化・体育施設の重複については終わらせていただきまして、次に行かせていただきます。

下水道の普及状況についてということで幾つかお伺いをしたいと思います。まず、市の

ホームページ、下水道に関するホームページを見てましたら、公共下水道整備の効果からというページがあったんですけど、ここに、文言には「町内」という言葉が使われておりましたが、これは恐らく「市内」の間違いであろうと思いますけど、そうであれば訂正をしておいていただいたほうがいいかなと思います。

これの、市内の河川の水質が改善されている河川というのはどの河川で、BOD値も書かれておりますけど、これはどのように扱っているのでしょうか。例えば、複数の河川の平均値をとっているんやとか、野洲市で言うたらここが代表の川になってるんやとか、そういうことがあるのかもしれませんが、この市内の河川の水質が改善されたというのはどういうこと言っているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまご質問の河川の件につきまして、お答えをさせていただきます。

公表しておりますBOD値の河川につきましては祇王井川でございます。BODは最も一般的な水質の指標の1つでございます。下水道整備に伴い河川水質の変化がわかるよう環境課において水質調査を実施している河川の中で、下水道の普及により水質保全の状況が最も適切に反映されると想定される河川であることから掲載をしたものでございます。

なお、ホームページ上で「市内の河川の水質改善が」と記すところを「町内の」と誤って記載をしております。現在のご指摘いただきまして修正を終えておりますので、ご報告をさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） わかりました。水質改善は、見てるのは祇王井川やということでもわかりました。

それでは、同じページで、このBOD値とそれから普及率のグラフがあるんですけど、その下にデータが入っているんですけど、これが平成19年度までしかないんですけど、それ以後のデータはどうなってるんですか、とってないんでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） このデータにつきましては、下水道の普及を促進するという目的で掲載をしたものでございます。平成19年度におきまして普及率が99.9%ということで、極めて100%に近くなっております。こうしたことから、目的を達した

ことから更新はしておりません。河川の水質データにつきましては、環境課で水質調査を実施しております。BODを含む河川の生活環境項目に係る水質調査結果を、環境課のホームページで引き続いて掲載をしております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） わかりました。普及率がほぼ100%近くなったから、こういったデータとしては公表してないと、こういうことの理解をしておきます。

それでは、次に、下水道普及状況というところがあるんですけど、ここの調書に水洗化率について書かれてるんですけど、水洗化率は世帯と人口を使ってるんですけど、下水の普及率をあらわすのに世帯でなくて人口を使ってるんですけど、この辺はなぜ人口なんですか。普通考えると、家から下水管を出して本管につなぐんやったら世帯の数でええんと違うかなと思うんですけど、人口を使ってるのはなぜなのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 下水道の普及率は、行政区域内の人口の中でどれぐらいの人が処理区域内の人口であるか、すなわち下水道整備により下水道を利用できる状況になったかを示す割合であります。総務省及び国土交通省の統計調査の例に基づき人口で普及率をあらわしておるものでございますので、あくまでも制度設計的なというか、制度的にそういう値の取り方をするというご理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） わかりました。要するに、下水の本管ができた、それによって接続できる人口はこれぐらいありますよと、そういうあらわし方の理解でいいですかね。

そうすると、次に聞こうと思っておったんですけど、例えば独身寮やとか共同住宅に入っている方、共同住宅で炊事場やとかトイレが共用している場合でも、それは1つの戸建ての1戸というカウントみたいなのではなくて、あくまでも人口で数えていると、こういう理解でよろしいですか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ご質問の独身寮や共同住宅と戸建の関係でございますが、独身寮とか共同住宅等につきましては、下水道接続がされている場合、世帯数の数だけ下水道接続されていると考えて、普及率・水洗化率をあらわしておるところでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） そしたら、次に、下水道の普及の現状というんですか、ちょっとホームページのデータとかからお伺いしたいところがあるんですけど。ホームページの調査データの23年4月1日現在での農排を除く合計があるんですけども、この中で、住基データによる処理区域内世帯数1万6,617に対して、これが、水洗化ができていない世帯は1万6,148で、差し引きすると469になるんですけど、この世帯が水洗化できていないという解釈でいいと思うんですけど、この469世帯が水洗化できていないという理由、主な大きいほうから、どれぐらいの世帯数なり比率でそういう水洗化できていない理由があるのかを、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 水洗化できていない理由につきましては、ちょっと先になりますけれど平成21年度に緊急雇用創出事業におきまして、未接続世帯の一部でございますが、下水道の接続依頼とあわせて未接続理由につきまして調査を実施しております。この結果によりますと、その中で最も多かったのは経済的理由で31%、次に空き家とかあるいは長期不在によりますものが22%、それと借地・借家関係によるものが6%、また建物の改修の時期等を考えておられる関係でというのが4%となっております。なお、それ以外のその他ということで31%ほどございますが、この中には高齢世帯であったりあるいは合併浄化槽の設置済みであるというような諸処の理由を挙げられておると考えられるものでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） わかりました。経済的なことやとか、今は空き家になっているとか、そういうことがほぼ半分あるということ。今の分でいきますと、私言いました差し引きした469とは合わないわけですよ、多分ね、調査しておるところが違うということ。実態として、そういった経済的やとかいうのがわかりました。それから、高齢というのもその他の中でありましたけども、高齢のためにというのも理由になっていると、こういうことですね。

そしたら、次に、下水道法とか野洲市の下水道条例では、公共下水道が供用されている場合には、排水設備の設置や水洗便所への改善義務等が明確にされています。法では、公共下水道の供用が開始されたら遅滞なく排水設備を設置するよう義務づけられ、さらに便所がくみ取りの場合は、この下水道法の11条の3によりますと、くみ取り便所は下水の

処理を開始すべき日から3年以内に改造しなければならないと、また市の条例の第18条第2項には、し尿が水洗便所によらなければ公共下水道に排除してはならないと、こういったことがあって、先ほど言いました、なぜ接続できてないのかという個人のいろんな理由がありますけれども、こういった法令とか条例に基づく指導等というのはどのようにされておるんですかね。やりにくいところはあると思うんですけども、現実の話をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまご質問の下水道法及び下水道条例の規定に基づく指導につきましてでございますが、この指導ということに限って申し上げますと、先ほど申し上げましたような経済的な理由とか非常に負担を伴うことでございますので、現在のところ、指導というところまでは至っておらない状況でございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 実態というか、法律で決められておるとは言いながら、かなり難しいところはあると思いますけども。

それでは、次に、環境基本計画3のまち・くらし分野のビジョンの中に、家庭排水や農業排水は直接琵琶湖に流れ込まないように工夫されていると記されていますけども、この環境基本計画の中では、いろんなプロジェクトでもって、いろんなことをやってるんですけど、このことについてのプロジェクトとしての取り組みというのは書かれてないんですけども、その辺はどうなのでしょう。プロジェクトとしては特にやらのやというのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ご質問のプロジェクトに関してでございますけれど、直接的なプロジェクトとしてはございません。琵琶湖の水質への環境負荷低減対策であることから、この環境基本計画の柱でいいますと自然分野の部門におきまして、プロジェクトとしては間接的に展開をしているところでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） わかりました。プロジェクトとしては特段やってないということですけども、今言いましたビジョンの中に、直接琵琶湖には流れ込まないように工夫されているということですので、実態として、先ほど言いましたような、し尿の接続ができてないところもあるようですけど、直接これを琵琶湖に流してはおりませんが。やはり運

動的な意味合いで、やはり琵琶湖の水を守ろうということを言われてるんで、何らかの形では、今言われましたプロジェクトみたいに大々的じゃなくても、何かやっていただきたいなど、この辺はどうなんですか。そういった取り組みは、やっぱり中には入ってるんですかね。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまご説明申し上げましたように、直接的にはないということでございますけれど、ご答弁させていただいた中で、自然分野の部門で現在いろんな活動をしていただいております。

琵琶湖に直接水を流さないように工夫されているとか、あるいは生活排水、あるいは農業排水を処理するというようなことでございますが、これにつきましては、いろいろと、それぞれの直接かかわられる方の取り組み、あるいは工夫等が当然必要になってきます。そのために、対象となられる方に対して十分に学習、環境学習あるいは啓発をしていくというようなことが必要になってまいります。

そういう意味で、先ほど申し上げた自然部会の分野におきましても、2、3挙げますと、琵琶湖を身近なものにしようとか、あるいはきれいな川づくり、またヨシ地帯をふやそうとかそういった活動を現在していただいております。この中で、具体的な参加者への啓蒙啓発、琵琶湖の現在の状況、あるいは流入しております、特に家棟川が野洲市の場合琵琶湖へ数多くの水を流しております。ほとんどが童子川家棟川を通じて流れておると言っても過言ではございませんが。そういった水の状況につきましても、エコ遊覧等々でそれぞれに現状、またあるべき姿を、訪れられる方、また多くの子ども参加者がございますが、そういった次代を担う子どもたちに対しても、学習、また教育をしていただいているところでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） わかりました。この環境のことについては、かなりいろんな取り組みをやっていただいて、たしか環境団体か何かということなんで、そういったところもひとつよろしく願いしておきたいと思います。

最後になりますけども、この水洗化でちょっと市民から聞いたんですが、水洗化できてない地域にくみ取り車が来ると、近所の人々が一斉に窓を閉めるというようなことを聞きました。窓を閉めたところで臭いなくなるのかというと、そうじゃないと思うんですけども。その裏には、早く水洗、下水に流せよというようなことを言ってるんじゃないかな

と思うんですが。法の目的にも前段がありまして、「下水の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資する」というのが目的のところに書かれています。そういったところからして、やはり水洗化率というのは、これも上げていかないけないのと違うかなということで、まだ水洗化できてない世帯に対して現在も限定的な補助金制度はあるようですけれども、もっと水洗化を促すための補助金の枠を広げるとか低金利で貸し付けをすとかですね、そういった今後の市の方針というのはございませんでしょうか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 現在、水洗便所等の改造普及補助金、また水洗便所改造等資金融資あっせんなどの水洗化の工事に伴う支援制度がございますが、いずれも下水道の供用開始後3年以内に改造等の工事を終えていただいた場合を対象としております。ご提案の条件の枠の拡大や新たな補助金等の創設につきましては、下水道の普及促進が一定のレベルにまで達してきたことや、既に下水道に接続されている方との公平性の観点から新たな支援策は考えてないところでございます。

もう一つ、今後の方針という点でございますが、下水道の接続率の引き上げを目的とするものでございますが、現状では滋賀県の下水道普及率は全国で7位と上位にございます。その中で、本市の普及率、水洗化率につきましては県下でもトップレベルにございます。さらなる水洗化の向上を図ることは、現実的にはなかなか難しいというのが現状でございます。しかしながら、公共水域の水質の保全に資するために下水道というのは整備促進をしているものでございますので、下水道接続につきまして理解が得られるように、先ほど若干申し上げましたが、粘り強く指導を該当者の方と話し合いながらしてまいりたいというように考えております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 実態としてはわかりました。法律やとか条例でいけば結構厳しいというか、やらなければならないと、3年以内にやれとかそういったこともありますけども、実態は非常に難しいところもございます。最後に部長が言われたように、粘り強くやってほしいんですけど、その中で、先ほど言われた3年以内にやらないかんとかいう条件を外すとか、そういったことでちょっと柔軟に対応していただきたいと。そして、やはり法の目的に合うようにやっていただけたらなと、このように思います。先ほどちょっと市民の方から聞いた、くみ取り車が来ると窓を閉めるというのは、これあるとすれば嫌みでやっ

ているのかなという気もするんですけど、そういった地域ができるだけなくするように努力していただきたいと思います。

そしたら、次のところに行きます。野洲市教育委員会の点検・評価報告について、何点かお伺いをしています。この野洲市教育委員会の点検・評価報告書は、去る8月20日の全員協議会の報告事項として簡単な説明がありましたけれども、ちょっと何点かを質問したいと思います。

まず、107の評価対象について、これはほとんどが言語データになっておるんですね。評価が非常に難しいのではないかと思います。例えば、取り組みができていないというのは「C」なのに、これが「B」であったり、予定どおり進捗中のものは「A」であると思われるのに評価では「B」になったり、評価の仕方にばらつきがあるような気がします。これは教育委員会の自己評価ということになっておりますけれども、具体的に教育委員会でのどのような方法で評価をされたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 丸山議員の教育委員会の点検・評価報告についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の評価の方法についてでございますが、今回、点検・評価につきましては、教育振興基本計画に掲げます政策展開に基づき、担当課におきまして23年度の取り組み実績を踏まえた自己評価を行い、外部からお願いした評価委員の方に事業計画に対する実績、また今後の課題についてのご意見をいただきました。その後、定例教育委員会におきまして、委員の方の意見に基づいて修正確認を得て、作成をしたものでございます。

なお、点検・評価表につきましては、これまでにやっています「もっと野洲21計画」でのロードマップ点検評価というものを、このシートをベースに今回新しく作成をしたものでございます。評価指標である「S」から「C」も同様の考えによるものでございます。

評価のばらつきがあるとの受けとめにつきましては、本評価指標というのが、5カ年の計画期間中にどう取り組んでいくかということに基づいて、それぞれ実績の記述をし、評価指標を判断するためにつくったものですが、実績の記述に不十分な箇所もあり、この点がばらつきがあるとの受けとめをいただいたというように思っております。次回の分につきましては、外部評価委員の意見もございましたように、実績評価というものと、その評価指標が適合するようなことも十分踏まえまして、今回新たな形で一層の改善を図って、見ていただきましてわかりやすい形の点検・評価表として進めてまいりたいと考えており



ます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） かなり多くの方が、まず担当課で評価して、その後、外部の方の意見をいただき、教育委員の方にもチェックしてもらったというようなことだと思うんですけど、かなりの方でかかわってやっていただいておりますと思うんですけど。評価の仕方は当然マニフェストのロードマップの評価でやっていただいているのはわかるんですけど、先ほど言いましたように、言葉で取り組みができていないと書いておきながら「B」やとか、内容的には予定どおり行っておるのに、それは「A」やと思うのに「B」やとかあるんで、ちょっと評価の仕方が正しくできてないような気がするんで、この辺は今最後に部長が言われたように、ちょっと改善というか、評価の仕方というのは私はもうちょっと勉強してほしいなと思います。MMC Cとか行って習いに行ったら多分この辺は教えてくれるん違うかなと思いますけども、ちょっとその辺をやっていただけたらと思います。

マニフェストのロードマップの分について言ったときにも、かなり市長からもいろいろな意見をいただきましたけども、その辺やっぱり評価の仕方というのは非常に難しくて大事なんで、そのためには私は目標がきちっとしとかんと、言語データばかりで目標をしないとその辺がやりにくいんで、言語データですけどもできるだけ数値に置きかえられるようなことを目標にさせていただきたいなと、このように思います。

それで、ちょっと今関連なんですけど、一番最後に通告書に書いていると思うんですけど、評価について、平成19年と平成20年度は行政外部評価委員がやってるんですけど、平成23年度は教育委員会の自己評価となってるんですけど、この辺はなぜなんですかね。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 今回、実は平成23年2月に教育振興基本計画というのを策定いたしました。ここで6つの柱の中で、着実な計画進行を図るという意味ではこんな評価をしていこうということも明記をさせていただきました。法も改正されて、これをきっかけに独自の評価を初めて行ったというものでございます。

議員今おっしゃってます過去の評価指標につきましては、行政評価に伴う市が外部評価を入れられて、教育関係も一部、十何点ですけれども、評価いただいたということで、少し事例紹介という形で載せさせていただいていたというのが過去2年間のホームページに載っておるということでございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） その評価の仕方は改善してやってこられたということですけど、評価の基準というの、先ほど言いましたように、改善していただけたらと思います。

そしたら、今もありましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この法律の27条に規定する「議会に提出する」というのがあるんですけど、この解釈ですね。先ほど冒頭にも申しましたように、この報告というのは全員協議会で報告されました。このことについて「議会に提出する」というのが、この全員協議会でいいのかなど、ちょっとお伺いしたいんですけども。この全員協議会は、以前は法律上の根拠は何もなかったんですけども、平成20年の地方自治法の改正がありまして、それを受けて平成21年に会議規則に全員協議会のことが追加されていると思います。この先ほど言いました法律で、議会に提出と義務づけられているものが全員協議会の報告事項の中で出されているということでもいいのかなど。本市の全員協議会は、いろんな報告事項がある中で、短時間でたたたと進んで、そのときに出されて、見て、そこでは質問のしようがないですよ。法で言う提出というのは本当にそれでいいのかなど、お伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 点検・評価報告書の提出方法につきましては、その具体的な方法というのは、実は明記をされておられません。今回も初めてで、どのような形にするという中で、市町村においてそれぞれの解釈のもとにいろんな方法がとられているというのが実情でございます。その中で、今回、委員会での意見を踏まえた点検・評価報告書ができ上がったということで、まずは直近の全員協議会におきましてご説明をさせていただいたということですが、提出方法ということですので、市としては、教育委員会としましては、改めて教育委員会から議会あて、議長あてにお渡しをするということを考えております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） そうですね。全員協議会の先ほど言いました条例、会議規則ですか、これ追加された分を見ると、理事者からの重要案件の説明または議会運営に関する議員間の協議もしくは調整を行うという、非常にこの目的からすると重たいことを書かれているんですね。現実は何らか知らん報告事項、報告事項というのがぱっと多いようなので、この辺も明文化でこういうふうにするのはいいんですけど、やっぱり中身も伴ったほうにやっていただきたいなど。今言われたように、議長あてに文書をつけて出していただい

も結構ですけど、例えば常任委員会でこんなことやったんやでという中でやるとか、言葉は悪いかもしれませんが、全員協議会で出してさらっと終わりじゃなくて、やはり法律で議会に提出するとなればそれなりの取り扱いをしていただきたいなど、このように思います。

それともう一つ、提出して公表しなければならないということで、公表というのはどのような形で行われているのか。平成19年度と20年度は先ほどありました行政外部評価委員が行ったものがホームページに載っておりますけど、23年度分まではないんですけど、この辺はどうなんですか。評価はしてなくて、先ほど言いました法律が変わって議会への提出と公表をせいと言われたから23年度分を出したということなのか、その辺最後にお聞きしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 少し先ほどもお答え申し上げましたように、今回、法に基づく評価は初めて23年度事業分から実施したということでございますので、実質的にはこれまでは評価できてなかったということでございます。

また、公表の仕方ということでございますが、今申しました議会あて、議長あてに提出後ですけども、同時期ですが、教育総務課を踏まえまして、関係の教育機関にも縦覧いただけるように当評価書を置いておきたいと思っておりますし、またホームページも掲載をさせていただく方向を考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） わかりました。

総務課を通じてというのは、学校やとかも行くんですかね。これ、24年9月というて表紙になってますから、これからやられるということで、学校までですか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 学校まで置く置かんというのは、少し具体的には考えておらなかったんですが、今たちまち思っておったのは教育関係施設ということですが、これを増刷りすれば可能ですので、そのような方向でもさせていただきたいと思っております。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） はい、わかりました。やはりよりよい教育行政ということで、ちょっと私もくどいようですけども、やっぱり評価というのはきちっとやっていただきたい

など、このように思いますので、どうかよろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第5号、第9番、西本俊吉君。

○9番（西本俊吉君） 第9番、西本俊吉です。前段は余り多くを言ってはだめ、なるべく短くということですので、端的に申し上げます。

よく世間に「桃栗三年柿八年」という簡単な例え話ですけれども、それぞれが成長し実を結ぶ時期までの要する期間という一つの表現の方法として、こういうことが言われます。本市も、この秋を迎えますと合併してちょうど8年になります。そういうところで、私は今回の一般質問におきまして、この8年間の市の成果、そういういろんな面からの見方はございますが、特に合併したことにより認められている合併特例債ですね、これをどのように野洲市は使ってこられて、そしてどのような成果が得られているか、私は決して、その行政の提案なりそういうもの、議会としてもすべて議決を得て執行されてますから、批判を申し上げるという思いはございませんが、若干この合併特例債に関して質問をしてみたいと思います。

それぞれの事業を展開する中で、その事業はやっぱり市民全体が共有する今後に向かつての市の社会的資本の投資であったと思います。その借入額の主なものとしたしましては、8年間の間で、学校耐震化や改修事業に約32億5,000万円、また子どもたちの給食環境をよくするというで給食センターの整備事業に16億円、それから地域振興基金造成事業に13億7,000万円、コミュニティセンター整備事業に7億9,000万円等がございます。そして、その基金造成分を含めると、平成24年度の、今年度ですね、予定を含む借り入れ総額は104億6,840万円、今年度末の未償還残高は76億8,000万3,000円になる見込みです。

市の主要施策整備に対するこれまでの合併特例債の活用について、当然事業を進める立場であったからこれでよかったという判断を示されているものと思いますけれども、市として現時点でこれら全体を見たときの評価というんですか、そういうものを一度この場で述べていただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） それでは、西本議員の合併特例債から見る市制についてということで、まず1点目、合併特例債の活用の評価についてのお尋ねでございます。

合併特例債の対象事業は、合併協議会が作成します新市建設計画に基づくものでありま

して、「合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため、又は均衡ある発展に資するため、及び合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設等の整備事業」、いわゆる「合併市町村まちづくり建設事業」が対象であります。本市におきましては、これらの事業に積極的に取り組んでまいりまして、特に学校の耐震化事業につきましては、平成21年度では県下市町のうち最低レベルの54%程度でございましたけれども、平成25年度末には100%となりまして、安全・安心な学校づくりに努めることができ、合併特例債は有効に活用をしてきたと、このような評価と思っております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 西本議員。

○9番（西本俊吉君） 今答弁でありましたように、やはり緊急性を伴う事業、それから特に児童・生徒の安心安全のためのところにやはり重きを置いておられたと思います。そのことに誤りはなかったと思いますし、この100%のいわゆる耐震化できた、私もそれなりに大きく評価してまいりたいと思います。

ただ、合併特例債活用に当たって、先日我々の地域での自治会連合会の自治会長さん、そして我々議員との懇談会の場におきまして、やはりどれという数字とかそういうものは、具体性はないんですけれども、合併して一体どうやねんと、我々としては若干アンバランスという言い方が適切かどうかわかりませんが、市の先ほど申し上げた均衡とか整備計画とかそういうものを見たときに、駅に集中したり、山手の学校に集中したり、そういうような状態で、一向琵琶湖側のほうがちょっとよくなってるように感じひんのやけどというような、これは地域の自治会長さん等の懇談会で出た話です。この辺についてのまた野洲市としてのお答えも賜りたいなと思います。

政策部長、お願いします。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） ご質問の合併特例債対象事業の旧町の地域バランスについてのご質問ですが、先ほども答弁させていただきましたとおり、合併特例債の目的の一つに「合併市町村の均衡ある発展に資するための整備事業」がございます。これは市全体をとらまえて行政サービスが同等になるように配慮した施策を講じられるよう、各種の事業に取り組んでいるという思いでございます。

しかし、議員が、合併特例債の活用がちょっと片寄り過ぎているというか、バランスに欠けているのではないかというような思いでのご質問でございますので、平成23年度ま

での合併特例債の借り入れ実績、それから今年度予定しております借り入れ見込み額総額を、全市に及ぶ事業を除きまして、その借入額をそれぞれ旧町に区分した率を計算してみますと、その割合としましては旧町の人口比に比例しておるといような、これは数字上の話になるわけですが、そういった結果となつてございますので、申し添えさせていただきますと思います。

それから、ご質問いただきましたように、合併特例債に特定したご質問でございますけれども、地方債はいろいろな事業にいろいろな種類でそれぞれ適債事業というのがございまして、ほかにも様々なものに活用させていただいております。それらも、新市では市民全体が後年度のその負担をしているといようなことで、この地方債の活用をしておりますので、この辺についてもご理解をいただけたらと、このように思います。

○議長（田中良隆君） 西本議員。

○9番（西本俊吉君） 今のご答弁のように、人口比からすればそれなりの一定のバランスを保っているというお答えです。先ほど申し上げましたように、数字を並べてどうのこうのと言うんでなしに、ただ、その山手のほうの非常に力が入っているところの方も同じような、何か市に対する思いも持っておられるかわかりませんが、その辺がいたってクールであるということ、これは我々自身どうこう答える立場でもありませんので、お聞きしてきて、また市のほうへということ、この場を借りて申し上げているところです。一つ、この辺の趣旨をお酌みいただきたいなと思います。

少し具体性をもって質問に入りたいなと思うんですけれども、学校の耐震化事業、既に35億ほど費やしているんですけれども、実は中主小学校、確かに合併前10年か15年前だったと、阪神大震災以降に耐震補強されています。そういうところで、強度については一定保たれるのかわかりませんが、我々から考えて、私が小学校6年生ですから昭和33年に竣工しております、旧校舎につきましては。そういうところで、もう既に56年建築を経過します。当然、中の鉄筋等はさび等が発生し、それによって劣化もしているか思います。再度、徹底して、またこのことについての合併特例債を使う、使わないは別として、この辺も視野に入れて何とかお願いできないかと思います。

また、新館という本館のほうも雨漏り、先日ちょっと学校訪問しましたら4カ所、5カ所と雨漏りがしております。そういうところから、また手直しも含めて、これは特例債が充てられるのかどうかかわかりませんが、何らかの事業展開をお願いしたいなと思います。

事業分に当たる合併債の借り入れ可能額が111億7,000万円であるということですから、今後の可能額は20億6,960万円という状態になっております。既に今年度は見込み額とかいろいろ上がっておりますが、今後今申し上げたような問題もありますしなんですけど、野洲市の発展計画とかいろんなプランニングありますけれども、25年以後、この特例債を用いた事業展開というものはどのようなものをお考えになられておられるか、お尋ねします。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 中主小学校の旧館の年数が大分たってきて、それを合併特例債なりで改修ができないかというような、まず最初ご質問いただきましたけれども、旧館につきましては平成10年度に耐震事業がされておまして、先ほど申しあげました小学校の耐震対策の不均衡の是正という意味では、中主小学校が基準の学校になっておりますので、そういう意味からは合併特例債を活用しての事業改修はできないと、こういう制度上の問題がございます。

新館につきましても、雨漏り等のご指摘をいただいておりますけれども、そういったことがございましたら、合併特例債ではなしに、それは改修が必要であれば、そういった大規模改修については別途協議の上実施をしていくと、こういう形になろうかと思っております。その辺は特例債とはちょっと切り離していただかないといけないと思っております。

それから、あと発行可能額が約20億余りということでございまして、今後の予定ですがけれども、先にお示しております幼保一元化のための施設整備ということで、20数億の事業費の計画を上げておりますけれども、この事業で約15億円ほどの合併特例債の活用を見込んでおります。それから防災センターの整備に約3億、それから駅前の周辺整備事業に約2億ということで、今のところ、これで約20億になるわけですがけれども、先にお示しました中期財政見通しの中で、今後の見込める大規模プロジェクトの中の、この3つの事業で合併特例債を活用していこうと、こういう予定になってございます。

○議長（田中良隆君） 西本議員。

○9番（西本俊吉君） 今最後のほうで申されました、ご回答になりました、残された借り入れ可能額の約20億、もう既に幼保で15億、いわゆるこども園に持っていくのかどうか分かりませんが、この辺の就学前の関係で15億、それから防災センターに3億、駅前で2億と、もう全額が使用目的がすかっと決まってる状態なんですね。ということは、この3つの事業が完成したら、もう合併特例債はどうかのこうのと言っても、ただひたすら

返すのみが残ってくるという状況です。

ならば、1点だけお尋ねしたいなと思います。合併時に計画しておられた合併特例債の予定事業、いろいろとありましたね。そのうち道路整備事業、特に道路のバリアフリー化事業で、本当はせなならんやけども特例債が使えないというような事業というのは実際残るんでしょうか、その辺について、もう一点お尋ねしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 特例債の予定事業ということで道路整備にも挙がっておったと思いますし、その中で一番に取り組みされたのが野洲川右岸線の工事やったと思います。これが特例債を活用した事業やったと思います。今、今後の予定をお聞きになりましたので申し上げますけれども、いわゆる枠が決まった中での使い方ということになりますので、もし今、今後の予定で申し上げます中で変更が生じてくれば、そこですき間が生まれるのか、もっと足らなくなるのかということになるかと思っておりますけれども、一応その枠の中での活用ということになりますので、もし特例債が活用できなければ、ほかの特定財源なり他の一般通常事業債を活用して整備していくと、こういう形になると思います。

○議長（田中良隆君） 西本議員。

○9番（西本俊吉君） 今の観点で、もう一度お尋ねしたいと思います。駅を中心とした停車場線でしたか、いわゆる国道8号線から野洲駅に至るところ、それから北口線もつい最近やっていただきました。バリアフリー化というものはいろんな観点で整備が求められてるところですけれども、我々の地域におきまして都市計画に基づきまして道路が整備されたところがございます。例えば比留田乙窪線、そして同じく市道の西河原堤線、これらについても通学路として使っている部分もありますし、非常にバリアフリーが必要じゃないかなという観点が、我々としても感じるわけですが、これらについての事業というものはどのようになっていくんでしょうか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 道路整備計画につきまして、今おっしゃるように優先順位があれなんですけれども、あくまで合併特例債は合併後10年の中での事業に適用されるということですので、その年度の中での活用できるかどうかということかと思っております。

それから、道路の整備につきましても。

（「この道路事業は合併特例債と関係ないのと違うの」の声あり）

○議長（田中良隆君） 暫時休憩します。



(午後 2時 16分 休憩)

(午後 2時 17分 再開)

○議長 (田中良隆君) 西本議員。

○9番 (西本俊吉君) 通告外の質問をして、若干皆さんからご指摘いただいております。この問題につきましては、また後ほどの質問に回してまいりたいと思います。

次に、湖南幹線について若干お伺いしておきたいと思います。現在、中主地先ですね、暫定供用をどんどん伸ばしていただいで、もう先がちよつと見えてきたかな、いや、まだ柱とかの問題とかいろいろ考えたときには道のりが遠いなどか思うわけですけれども、逆方向ですね、野洲中主線から東へ向いての部分というのは、さらにいつ着工になっていくんやろうという地元の思いもあるわけですね。日野川を向いて日野川の橋、そしてさらにはお隣の近江八幡市のほう、それらと関連性もありますしなんですが、今後の東へ向いての事業見通しというものはどのような程度お考えになっているのか伺います。

○議長 (田中良隆君) 都市建設部長。

○都市建設部長 (橋 俊明君) それでは、西本議員の湖南幹線の道路の予定地につきまして、お答えを申し上げます。

まず、湖南幹線とよく言われますけれども、これは略称でございますので、正式名称は都市計画道路の大津湖南幹線でございますので、よろしくご了解を賜りたいと思っております。

この大津湖南幹線につきましては、滋賀県の大津市から、草津市、栗東市と順次整備いたします方針に基づきまして、滋賀県におきまして大津市の近江大橋西詰めから整備をされまして、守山市の琵琶湖大橋取り付け道路までの間が、ようやく平成26年度の供用開始のめどが立ったところでございます。しかし、今年度の滋賀県の社会資本整備交付金が前年度比39%にとどまったことから、当該大津湖南幹線などの県道整備事業に大きく影響いたしますことから、4市で構成いたします湖南総合調整協議会でいち早く対応しまして、県に緊急提言を実施したところでございます。

野洲市におきましては、琵琶湖大橋取り付け道路から先線にかかる野洲川の橋梁につきましては、県道大津能登川長浜線の近江富士大橋の整備の際に、滋賀県道路公社により実施された実績、また嘉田知事の発言もございまして、道路公社に要望いたしましたが、公社では国土交通省から認めてもらえないとの回答を受けております。

一方、滋賀県へは比江地先より先線の事業化の実施をお願いしてまいりましたが、今年

度、いよいよ比江地先におきまして測量業務として現地に入る予定でございます。

また、当該道路工事につきましては、農業用送水管のつけかえ工事を含む交差点改良工事を実施することによりまして、平成24年度末、いわゆる平成25年3月には市道上屋西河原線から市道辻町小比江線までの間が暫定完成となります。

さて、ご質問の比留田地先につきましては、先ほど申し上げましたとおり、大津市から順次整備されてきた経緯、また比江地先の測量など、今後野洲川の架橋が大きなポイントになることから、この区間に集中して整備を進めるべきと判断をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 西本議員。

○9番（西本俊吉君） 今のお話を聞いてますと、我々が一般に言う希望ヶ丘線までは、もう見通しが明るいという感じで受けとめております。これも一定の行政の成果だと思えます。

しかし、私の質問の中心であります県道野洲中主線から東へ向いて、東というんですか東北になるのかもわかりませんが、そちら向いては、これはなかなか、まあいわば予定、未だに予定段階から、実際のところこうしますという具体性を持ったお答えが求められないという状況であるのかなというふうに解釈するんですが、部長いかがですか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 特に道路・河川・土木を扱う立場といたしまして、特に今は財源が限られている状況の中で、今一番やっぱり問題になるのは選択と集中、どこに整備して、集中して、そこにいわゆる財源を投資していくかというのが大きなポイントになると思います。今先ほど申しましたとおり、大津湖南幹線につきましては、大津から順次整備をされてきた経緯、並びに、ようやく琵琶湖大橋の取りつけ、平成26年というめどが立った、そのことに伴いまして比江地先の測量が実施されるということになったということから、こういうことを総合的に勘案して、最終的には今申しましたそちらのほうに集中をしてみたい。だから、そのめどが立った時点で、その後、議員がご要望されております比留田先のほうに伸ばしていきたい。そしたらいつごろになるのかということにつきましては、今県の財政が非常に厳しいことから具体的なお答えはできないというふうにご理解を賜りたいなと思っております。

○議長（田中良隆君） 西本議員。

○9番（西本俊吉君） 見通しは厳しいなということですので、これは市に言うて即どう

こうなるものでもありませんし、県も早く財政、道路財源が使えるような方向で、またお互いに頑張っていきたいなど。

それから、とりあえず、その今申し上げました野洲中主線から東側の、買収されるというのか、基盤整備、いわゆる構造改善等で提供というか最終的には買ってあると思うんですけれども、計画用地ですね、これの維持管理について現状はどうなっていますか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 道路計画予定地につきましては、既に滋賀県で買い上げをいただいておりますけれども、維持管理につきましては、滋賀県から直接比留田自治会と協議されまして除草作業の委託をされており、年5回除草作業を受託して、比留田自治会で実施をしていただいております。

○議長（田中良隆君） 西本議員。

○9番（西本俊吉君） 本当は、私、その未買収の部分も質問すればよかったんですけれども、わざわざご丁寧に、一般質問通告書に、いわゆる用地買収済みの計画用地の維持管理ということになっておりますので、これまた次の機会にその部分についての質問に持っていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をいたします。

再開は午後2時40分からといたします。

（午後 2時 26分 休憩）

（午後 2時 40分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6号、第1番、矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 1番、矢野隆行でございます。8月の定例会におきまして、私3点にわたって質問させていただきたいと思っております。

まず、初めに、市民の健康管理と医療費の抑制はについて質問させていただきます。1つ目といたしまして、国民健康保険の財政事情につきましては、厚生労働省を初めさまざまな機関によって大変厳しいものであることが報告されております。このような背景のもと、厚生労働省は平成20年度を初年度とする医療費適正化計画を策定し、各保険者に対しまして指導を行っております。しかし、計画の骨子となるものは、生活習慣病者・予備群の減少や入院日数の短縮など、中長期的な計画が中心になっており、差し迫った課題の

改善には見合っていないと感じる部分もあります。もちろん短期的な改善を見越した施策も考えており、特にジェネリック医薬品の普及活動につきましては、普及目標を具体的に明示し積極的な活動を行っており、本市でも通知等を行い促進しているところでございます。2012年までに数量シェアを30%とすることが目標で、効果のポテンシャルは限定的なものであり、国の試算で100%普及することで削減額が約1兆円、これは年間の医療費増加額相当額でしかないことが試算されております。

ここで、広島県呉市では国の施策を超えた先進的な取り組みを実施し、結果を残していることから、ここで紹介したいと思います。まず、広島県呉市は、市町村国保としては全国で初めて平成20年にジェネリック医薬品に係る差額通知事業を行っております。現在では、100以上の自治体が同事業を取り入れているが、この事業を自治体として最初に取り組んだことで有名でございます。さらに、呉市では、ジェネリック通知事業だけではなく、医療費の削減、住民のQOL向上を目的とした健康管理システムを開発し、さまざまな取り組みを行っております。具体的な取り組みといたしましては、受診行動異常者に対する指導事業、治療中断者に対する医療機関受診勧奨指導、人工透析リスク患者に対する病気の重症化予防指導、禁忌服薬情報の提供事業等でございます。呉市では、これらの取り組みを行うことで、3,500万円から4,000万円のコストで1億2,000万円程度の医療費削減につながったと報告されております。

ちなみに、ジェネリック通知事業に関しましては、全国健保協会におきまして年間70億円の削減効果があったとの報告もあるところでございます。

これだけ具体的な成果の出ている取り組みにつきましては、当市といたしましても参考として、実施に向けた検討を行うことが必要と思いますが、見解を伺います。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） 矢野議員の広島県呉市の医療費適正化の取り組みを参考に本市でも実施に向けた検討をすべきとのご質問について、別途いただいている事業ごとに考え方を回答させていただきます。

まず、ジェネリック差額通知については、本市でも既に実施はしているものの、大きな削減効果を生むためにはもう一段取り組みを深化させる必要があると考えている事業であります。この通知は平成24年1月から開始した事業ですが、1月以降6月までの追跡調査の結果をもとに本市国保における医療費適正化の効果額を試算したところ、現状では年間230万円程度、療養給付費全体の0.08%の効果にとまるものと見込んでいます。

そこで、呉市のような相当程度の成果を生むためには、差額通知の実施とともに、実際の受診または調剤窓口等で患者がジェネリック医薬品への切りかえに踏み出せるような環境づくりをする必要があると思われ、呉市のように医療機関や調剤薬局との協調体制を、二次医療圏域等、一定の広域レベルで確立することが重要と考えております。これに向けては、今後、県や県内各国保保険者に対して提案をしていきたいと考えております。

次に、受診行動異常者に対する指導事業と述べておられる重複・頻回受診者訪問指導事業については、実施に関し否定的に考えております。この理由についてでございますが、保健師等が実際に指導すべき対象として最終的に選別される重複・頻回受診者の数は大変少なく、本市国保の昨年度前半の実態から申し上げますと、毎月1、2件程度でございます。その一方で、選別事務には多大な時間とコストを要するため、費用対効果から鑑みて事業の必要性は低いものと考えております。

一方、治療中断者に対する医療機関受診勧奨指導については、本市ではまだ制度化した体系的な取り組みとして実施するには至っておりませんが、有効な対策と考えており、早ければ今年度後半からデータ整理等の体系化を経て強化・実施していく方向でございます。ただし、本市の場合は、呉市のような治療中断者を対象にするのではなく、特定健診の受診結果で糖尿病などの要受診レベルと判断された被保険者を対象集団として、個々の対象者が当該疾病について有効な治療が受けられたかをレセプトにより追跡調査しながら保健指導を図っていききたいと考えております。

また、人工透析リスク患者に対する重症化予防指導事業についても非常に有効な事業と考えており、本市では、現在、特にこれに特化した体系的な取り組みを実施するには至っておりませんが、次年度以降、体系的に実施するために今年度後半から試行を始めたと考えております。予定している手法についてですが、平成24年度から特定健診に追加して実施している血清クレアチニン検査の結果からリスク患者を抽出し、異常値が出ている方をそのまま放置されてしまうことがないように保健指導を徹底するという、呉市よりも一段前の段階から手を打っていく対策を実施していきたいと考えております。

なお、最後の禁忌服薬情報の提供事業については、今後事業内容等の情報を収集して判断していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） それでは、2つ目といたしましてですけれども、マンパワーのな

い保険者でもフルアウトソーシングで、呉市方式の医療費適正化の取り組みができるサービスがあるので、ここでご紹介させていただきたいと思います。

このサービスのポイントは大きく2つあります。

1つ目は、保険者に手間がかからない。医科と調剤のレセプト特定診療データを業者に渡すだけで、すべてアウトソーシングで実施でき、効果の見える保健事業であるという点でございます。特に、保健事業は継続してこそ効果がある事業であるため、組織変更や異動などにより、自前の実施だと事業を継続して実施できないというリスクがあることから、このアウトソーシングでの実施は大きな利点があると言えるのではないかと思います。

では、具体的な内容でありますけれども、大きくこれは5つの事業がございます。1つ目は糖尿病重症化の予防、2つ目は受診勧奨指導の徹底、3つ目は重複・頻回受診者の指導、4つ目は薬剤併用禁忌対象者の抽出、5つ目はジェネリック薬品の差額の通知の5つでございます。

まず、1つ目の糖尿病重症化の予防でありますけれども、この呉市におきましては、平成22年度からレセプトから糖尿病患者を階層化し、対象者を抽出して、この事業を実施しております。

理事者のほうには、これ資料を渡しておりますけれども、このピラミッド図は、呉市の実績値によりますと、被保険者10万人規模の保険者における糖尿病患者を階層化した図であります。腎不全期（4期）の患者240人のうち、1年後に1割の25人が透析に至ってしまう可能性があるところですが、この患者群に対し、かかりつけ医と協力し、生活習慣の改善指導をすることで、人工透析への移行を防ぐことが事業の目的となっております。実際に、この呉市におきまして同事業を実施したところ、1年後の透析患者がゼロであったという実績も出ております。透析患者におきましては、医療費は年間500万円かかっているのが現状でございます。また、透析になると医療費に加えまして、障害者としての手当でもさらにかかってしまうことを考えますと、この指導の効果は非常に高いと考えます。何よりも、ご本人が一番つらい治療を受けなければならないことになってしまうことでもありますので、できることならば、そこに行く前の対策が大変重要になってくるわけでございます。この事業を進めるに当たりまして、呉市でも当初は医師会の協力を得るのが大変であったとのことでもあります。指導終了後に協力いただいた医師・看護師などのアンケートをとったところ、「貢献度が高い」、「非常によい取り組みである」と9割以上の医師・看護師からの高い評価を得たとの報告を受けております。

また、資料2のこれも別紙提出しております。呉市では、平成22年度は50人に指導し、2年後の今も透析患者は出ていない状況であるとのことでございます。平成23年度は、顕性腎症（3期）も含む60人を指導し、1年後の透析への移行も、3期から4期への移行もなかったとのことでもあります。

2つ目に対しまして、受診勧奨でございます。健診異常値を放置している方の受診勧奨のみを呉市では実施していたが、医師会とともに重症化予防に取り組んでいると、多くの医師から「重症化予防も重要だが、治療中断者のほうがもっと危険である。しかし、患者が急に病院に来なくなっても、ほかの医療機関に行っているかもしれないので、我々はこの受診勧奨をしにくい現状である」というお答えをいただきまして、そこで保険者であれば、こういったレセプトをすべて把握できるので、どこの医療機関にも行ってない治療中断者を的確に把握できると思うとのことでもあります。そこで、そういう患者の受診勧奨を積極的にしてほしいというこの要望に応えまして、レセプトを常に監視し、治療中断者を発見次第受診勧奨をしており、平成22年度は約300名に受診勧奨をしたとのことでもあります。

また、3つ目の重複・頻回受診者指導でございますけれども、この重複対象者指導に対しまして、レセプトを常に監視し、問題のある受診者を発見次第、適切な受診行動、適切な服薬指導をするものであります。呉市におきましては平成22年度に200名指導し、1,525万円の効果が出ているそうでございます。

4つ目の服薬併用禁忌対象者の抽出でありますけれども、お薬の飲み合わせに問題があると思われる対象者を抽出するものであり、厚生労働省の指導する飲み合わせの悪いお薬の服用情報を医師と共有し、お薬の事故を未然に防ぐことを目的としております。呉市におきましては、22年度55人の対象者の情報を提供し、併用禁忌の介入をしたとのことでもあります。

最後に、ジェネリック薬品差額通知であります。本市におきましても、この差額通知は実施の予定でありますけれども、この呉市方式だと、すべてのレセプトを常に電子化し、患者ごとに突き合わせたデータを持っているので、呉市を初めとする多くの国民健康保険の保険者や全国協会健保で行っているものと同じ品質・より効果の高いジェネリック差額通知を、切手代だけで、毎月送ることができるとのことでございます。呉市におきましては、2年間毎月3,000人に通知を送り続け、通知者の約70%がジェネリックに切りかえ、平成22年度におきまして1億1,400万円の医療費の適正化が図れたとのこと

であります。

以上が、呉市方式のアウトソーシングでの取り組みであります。糖尿病重症化予防指導におきまして、透析患者が1人も出ていないことの医療費の削減も大きいですが、一番当事者に喜ばれているとのことでもあります。

このまま何も手を打たなければ、医療費は膨大にふえる一方であります。ここで、レセプトを活用し、精度の高いデータを用いて保健事業を推進し、将来の医療費の削減に向け、一刻も早く積極的な事業を展開すべきではないかと考えますけれども、見解を伺います。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） 矢野議員のフルアウトソーシングによりレセプトデータを活用した精度の高い保健事業の展開をすべきとのご質問にお答えいたします。

まず、呉市ではフルアウトソーシングをされているわけではなく、自前で嘱託の保健師等を雇用されたり、職員である保健師が市民と面談し健康相談や保健指導を展開されていることを確認しております。議員から提供いただいた資料を扱っているD社にも確認したところ、呉市との数年にわたる部分委託の実績を総合すればフルアウトソーシングで受けることもできますという旨の営業展開をしているということでございます。

さて、本市においては、1点目で申し上げました近々に取り組もうとしている有効な健康づくり事業の推進について、フルでアウトソーシングをする考えはございません。ある程度後に、効率性から判断して、委託が望ましい業務を特定して、部分的にアウトソーシングの検討をしていくことは必要と考えています。

ご質問にあるレセプトのデータの整理の部分については、今後のアウトソーシングの検討対象として想定できるものと考えられることから、呉市などが委託されている民間のレセプトデータ分析機能と、現在、本市ほか県内の19の国保保険者が利用している国保連合会のシステムに構築されているレセプトデータの分析機能との違い及び優劣についての情報収集を行い、医療費の適正化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（田中良隆君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） この医療費の抑制でございますけれども、本市におきましても、22年、23年におきまして新たに透析患者になられた方が6名おられるとお聞きしておりますけれども、この件につきまして、今回提案しているアウトソーシング全部とは言いませんけれども、1つだけでも、透析患者のリスクを考えますとできるだけ早いこととして



ほしいんですけども、この辺の見解を一言お聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） ご承知のとおり、平成20年度から法改正によりまして、国民市民の生活習慣病予防をどこが担当するかという体系が大きく変わっており、従来の成人健診に当たる健診とそれに続く保健指導は、特定健診等として医療保険者単位で推進することが基本とされているところでございます。したがって、市としましては、健診結果データから腎臓病など腎不全に関連する基礎的データが直接取得できる国保加入者から、まず発生等を予防するという対策を強化、体系化して取り組み、その次の段階として、国保のレセプトデータから把握します対象者を指導するという対策を進めていきたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 続きます、2つ目の大きな課題に行きます。2つ目は、義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定の取り組みについて、お伺いさせていただきます。

地方自治体が独自性を発揮し、自主性を協会するために成立した地域主権一括法、この一括法のうち、第1次と第2次一括法が来年4月に本格施行を迎えることから関心が高まっているところでございます。

地域主権一括法施行までの背景につきましては、1990年代に入ってから地方分権が我が国の政策課題として浮上し、93年に国会で地方分権の推進に関する決議が行われたところであります。これを受けまして、95年、地方分権推進の基本理念を定めた推進法が成立、さらに99年には、3つございますけれども、国と地方の役割分担の明確化、2つ目は機関委任事務制度の廃止、3つ目は国の関与のルール化こういったのが盛り込まれた地方分権一括法が成立しております。地方分権改革の機運が高まりを見せる中、国と地方の財政悪化や税収と歳入の不均衡などの事情が重なりまして、国と地方で税・財政改革が迫られておるところでございます。

そこで、2002年から国庫補助負担金の縮減や国から地方への税源移譲、地方交付税改革を一体としまして、三位一体の改革が進められたところであります。

さらに、国と地方で重複する事務の見直しなど役割分担が課題となる中、地方分権改革推進委員会は、2008年5月と12月、2009年10月、11月と、4回にわたって自治体への権限委譲や義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直しなどを政府に勧告。この勧告を受けまして、昨年4月に第1次、同年8月に第2次地域主権一括法が相次

いで成立し、本年4月から本格的に実施されております。

義務付け・枠付けの見直しに関する第1次、第2次の一括法では、1つ目は施設・公物設置管理の基準、2つ目は協議、同意、許可、認可、承認、3つ目は計画等の施策及び手続。この3つの重点事項について、国の義務付け・枠付けを見直す改革が行われ、このうち、これまで国が全国一律に定めてきた公益住宅、道路などの施設・公物設置管理の基準等を条例に委ねる条例委任の拡大は、住民に身近な目に見える効果が期待されるところでございます。

義務付け・枠付けの見直しは多岐にわたるそのメニューから独自の取り組みの優先度が高い政策課題を取捨選択しなければならないわけであります。選択の幅ができたということは、これまでの国の基準を適用した場合も説明責任がある。従来どおりだから説明責任はないというのではなく、国の基準を選んだ理由を明らかにしなければならないわけであります。

そこで、次の点をお伺いさせていただきます。1番目ですけれども、この義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定により、本市のこれまでの各分野による取り組みについて伺います。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 矢野議員の義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定のご質問の、第1次及び第2次の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」に係る本市の条例整備のこれまでの取り組みについてのご質問にお答えをします。

第1次及び第2次の一括法により、当市の規模の市では、基準を条例で整備する対象となった基準の数につきましては、第1次で8本、第2次で16本の合計24本の基準が対象となります。それぞれ基準の条例整備については、関係する個々の事務ごとに検討し、関係する個別法の施行の日を目途として、条例の制定又は改正を進めているところでございます。

平成24年第1回定例会では、図書館条例、歴史民俗博物館条例及び市営住宅管理条例の一部改正、並びに水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の敷設工事等を定める条例を制定したところでございます。それに基づきまして、委員の選任等も行っておるといようなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） それでは、今までのことなんで、これからの取り組みにつきまして、その辺のところをちょっと伺わせていただきます。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 今後の取り組みでございますが、条例整備の予定でございますが、先ほどご説明いたしましたように、関係する個別法の施行の日を目途として条例の制定または改正を進めているところであり、今後適時、市議会の関係条例を上程していく予定をしております。

また、今回の第1次、第2次の一括法によって、地方自治体の条例制定権が拡大され、住民に身近な自治体において地域の実情に応じたきめ細やかな対応ができるようになりましたので、中長期的には地域の変化に適切に対応できるよう各種の基準に検討を加え、必要に応じて条例改正を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 先ほどありましたけれども、要するに国の基準に適用した場合でも説明責任がこれから生まれるわけですけれども、こういった点につきましての見解を伺わせていただきます。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 市の条例における基準を定めるというふうなことは、市が主体的に判断して条例を作成するため、当然、国の参酌基準をそのまま用いても、その根拠を示す責任は市にあるものと認識をしております。そのため、条例の施行に合わせて順次、市民への説明に努めて行く所存でございます。

以上です。

○議長（田中良隆君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） じゃ、続きまして3つ目の質問にさせていただきます。

3つ目は、災害と建設産業、及び東日本大震災で再確認されたことについて伺わせていただきます。

災害時の普及作業など、地域の建設業者は重要な役割を果たしているが、建設産業を取り巻く現状は厳しく、将来の対応に懸念が広がっております。こうした中、国土交通省の建設産業戦略会議は先月「建設産業の再生と発展のために方策2011」と題する提言をまとめております。建設産業の災害時の役割と疲弊する現状、再生への課題

を解説するとともに、災害時の役割として、発生直後から復旧作業に、自治体と協定、人命救助のための道路整備に、民間企業や団体、ほかの自治体と災害協定を結んでおります。がれきの処理、道路復旧などの復旧作業に当たるのは、主に各地の建設業団体であります。

総務省によれば、昨年4月1日現在、都道府県では46、市町村では1,052の自治体が、建設業団体などと災害復旧協定を結んでおります。本市も同様でございます。

国交省によれば、2008年の岩手・宮城内陸地震では、地元建設業者の約4割が発生後2時間以内に機材提供などの初動対応をとっております。災害時に地域での建設業が果たす役割は極めて大きいと思います。

東日本大震災でも災害協定に基づき、各地で地元の建設業者が迅速に動いたところがあります。通信網が途絶える中、自治体や建設業者は互いに役所や事務所などに出向くなどして連絡を取り合い、翌朝から多くの業者によって、自衛隊や警察、消防などが人命救助に向かうための道路を通す作業が開始されました。国土交通省東北地方整備局が行った三陸沿岸部の緊急ルートを確保する「くしの歯」作戦では、地元建設業者などと一体となった復旧作業で、震災4日後の3月15日は沿岸部につながる15本の道路が通行可能になった実績がございます。こうした建設業者の対応につきまして、東北建設業協会連合会の大槻良子専務理事は、「地元の建設業者は、日ごろの活動で地形など地域の実情を熟知している。自分も被災者でありながら真っ先に復旧のために行動をする使命感が功を奏し、いち早く対応ができた」と話しております。

しかしながら、建設産業を取り巻く環境は厳しくなっております。国交省によれば、公共事業の削減などで建設投資額は急減し、減り続ける一方で、建設業者の数はそれほど減っていない現状があります。建設市場の規模に対しまして、企業の数が多過ぎる状況になっており、経営や雇用環境が悪化していることが伺えるところであります。また、従業員10人以上の企業数が大幅に減少し、10人未満の企業数割合が増加し、建設業者が保有する建設機械台数も大きく減っており、企業の小規模化、軽量化が進んでいるのが現状であります。こうした実態から、多くの自治体では、地元の建設業者が将来にわたって、災害対応や除雪、インフラ(社会基盤)の維持管理等の地域整備のための事業を実施できるかどうか、懸念が広がっているところであります。

国交省が都道府県に対しまして行ったアンケートでは、建設業者の除雪業務について「現時点で支障あり」と答えた自治体が3割を超え、将来的に懸念を示す自治体は、除雪で61%、災害対応で96%、インフラの維持管理で87%に上っております。昨冬の豪雪被

害では、各地で除雪作業の遅れが目立ち、混乱を招いた。除雪作業などの事業は採算性が低く、一定の労働者や機械の確保も必要だ。しかし、疲弊する建設業者にとっては、その余力が今なくなりつつあります。

本市では、冬場に融雪剤散布作業を建設業と締結しております。建設産業の再生が地域維持の鍵を握っていると考えますが、次の点を伺います。建設産業を取り巻く環境は厳しくなっておりますが、本市のこれに対する対策についての見解を伺います。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 矢野議員の災害と建設産業、東日本大震災で確認されたことについてのご質問の本市の対策についての見解についてでございますが、建設投資の大幅な減少等に伴い、地元建設企業の減少が懸念されておりますが、工事発注において、できる限り分離発注を行うなど、地元建設企業への受注機会を拡大していくよう配慮をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 次に、この災害対応などを担う地域の建設業の経営リスクを抑える観点から、複数の仕事の一括契約や複数年の契約を導入することについての見解を伺います。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 一括契約や複数年の契約を導入することについての見解でございますが、地域維持事業に係る契約につきましては、提言では、建設企業の小規模化等により必要な人員を確保できないなどの理由で、大半の自治体が事業の持続的実施に将来的な懸念を抱いていると言われております。

当市におきましては、地域維持事業である議員もご指摘であります雪寒作業について、既に協同組合野洲市建設業協会に融雪材散布や雪道巡回等を単価契約により委託しております。平成23年度の実績では206万円というふうなことでございますので、ご質問の複数事業の一括契約や複数年の契約については、現在のところ考えていないというようなことでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 次にですけれども、企業の小規模化などに対応いたしまして地域

の建設業に対します、地域維持型 J V（共同企業体）の創設などを提唱したいと思いませんけれども、これに対します見解を伺います。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 地域維持型 J Vの創設の見解でございますが、地域維持型 J Vにつきましては、国では地域の実情に踏まえ活用するものとされており、参加できる事業も災害応急対応、除雪、パトロールといった社会資本の維持管理のために必要な作業に限定をされておりますので、先ほど議員もご指摘いただいておりますように、災害時応急対応につきましては既に協同組合野洲市建設業協会と協定を締結しており、また雪寒作業についても当協会に委託していることから、たちまちその他の共同企業体への依存や建設企業の共同を促すことは、現在のところ考えていないということでございます。

○議長（田中良隆君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 次に、企業数が過剰な現状に対しましてですけれども、社会保険の未加入企業などの不良不適格業者の退場を進める。厚生労働省などの関係機関と連携し、保険加入状況の調査や指導を行うほか、建設産業全体としても、こういったチェック体制を構築することが好ましいと考えますけれども、こういった点に対します見解を伺います。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 保険加入状況の調査・指導、また建設産業全体としてのチェック体制の構築についての見解でございますが、国では社会保険未加入問題への対策の一環といたしまして、これは県が実施しておるんですが、建設業の許可に際し保険加入状況の確認・指導、経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化を進めることとされており、平成28年度末をめどに法律上保険加入の必要な企業のすべての保険加入促進に取り組まれているところでございます。

当市におきましては、11月より施工体制台帳等で下請人等の保険加入状況を把握し、未加入企業へは国・県と連携しながら、加入指導を行うことで、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 次にですけれども、これは海外向けといたしまして、アジアなどですけれども、膨大なインフラ事業を取り込むための海外進出に向けました支援策を強化、また企業マネジメント能力の向上を目指しまして、契約・リスク管理についての研修会の

実施や、人材育成、情報収集などに力を入れることも、将来的には、これは重要施策と考えますけれども、こういった点の見解を伺います。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 海外進出に向けました支援策の強化や研修会の実施、海外市場への情報収集につきましては、現在、市内に拠点を置く業界との話し合いを行っている中では、まずは地域での経営基盤の安定の要望があることから、優先的な地元発注に努めているところでございまして、今後、海外進出に向けた支援策等の要望があれば、どのような支援が必要か、また話し合っていきたいというふうに思っております。

○議長（田中良隆君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） じゃ、最後ですけれども、昔から建築業界にあっては重層構造でありまして、こういったピンはねもあつたと聞いております。職人の手当や教育、福利厚生も含めまして、全部面倒を見ていたというのがありますけれども、現在、法令は整備されておりますけれども、自分のところには職人を極力少なくして下請に出し保険料の負担を減らすようなことも行われております。こういった保険料を支払わなくてもいい4人以下の事業者も多いのが実態でございまして、そこで、今回の提言におきましては、雇用保険、健康保険、厚生年金保険のこの3保険を掛けていない会社に対しまして、工事業から、これは排除することになっておりますけれども、こういった点の見解を少し伺わせていただきます。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 保険未加入事業者の工事からの排除につきましては、当然、社会保険等につきましては法律に基づいて加入されるべきというふうに思いますが、未加入事業者を一律に排除するという事は、その企業の経営基盤等の問題が生じることが懸念されるというふうに思っております。

○議長（田中良隆君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 以上でございます。終わります。ありがとうございました。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第7号、第3番、井狩辰也君。

○3番（井狩辰也君） 3番、井狩辰也です。新病院の整備について質問をいたします。

本市は、7月11日に、野洲市新病院整備可能性検討委員会より、野洲市新病院整備可能性に関する提言書を受け取りました。

この提言書は、「市が新病院を整備する可能性について、どのような条件であれば市が新

病院を整備できるのかの課題等を整理し意見をまとめたもの」であります。この提言を受け、市は、10月下旬までに課題を整理し、年内に新病院整備の可否についての方向性を示し、整備すると判断した場合、基本方針を提案する予定であります。

私は、市が新病院を整備することについて慎重な立場であります。市が病院事業を行っていく必要が本当にあるのかどうか、反対の立場から質問をいたします。

提言書にある「病院の必要性の再確認」に関して3つの役割が示されました。1つ、中軽度の症状で入院が必要な市内患者への対応。1つ、大学病院などの急性期で重度な医療を担う病院と自宅療養の間をつなぐ役割。1つ、在宅医療を推進する上で診療所等の後方支援の役割です。この役割の病院が市内にあることで、「市民にとって安心して生活できるという精神的な支え」になり、「市内の医療機関との連携や広域的な医療圏から見た役割分担」を担えるとしています。

しかし、一方で「市内に病院がなかったとしても、周辺地域の病院等を利用することで必要な医療サービスを市民が受けることは可能である」ともしています。

私は、たとえ市民病院を持たなくても、その方法によって、市民の方が十分に安心できる医療サービスは提供できるのではないかと考えます。市立病院を持たないことで野洲市内の医療資源は乏しくなりますが、成人病センター内には県立リハビリテーションセンターがあり、病院と自宅療養の間をつなぐ役割を担ってもらえるものと考えます。また、高齢化社会の課題であります在宅医療に関しては、今後の取り組みによって、在宅医療連携拠点事業の実施主体は都道府県、市町村、医療機関、訪問看護事業所、医師会等職能団体等様々な方法が考えられます。

そこで、市長に質問いたします。市立病院を整備しなかったとしても、病院と自宅療養の間をつなぐ役割を持った施設（県立リハビリテーションセンター）が近くにあり、また在宅医療を推進する上で、今後の取り組みによっては市立病院以外の在宅医療の拠点も考えられ、市民の方にとって十分に安心して生活できる環境を整えることは可能だと思いますが、見解を伺います。

次に、市財政の中長期見通しと新病院整備について、8月の広報やすに「市財政の中長期的な見通しの中で、病院事業予算の確保が可能か、市民サービス全体における地域医療の優先度を比較考慮して検討する」とあります。

昨年10月の野洲市中期財政見通しでは、平成28年度には実質公債費比率が新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要な18%になる可能性があります。また、普通



交付税は、現在の合併算定がえから一本算定になり、平成27年度からの5年間で一定の割合で減額されていきます。財源不足は明らかであり、このような財政見通しの中、病院事業に充てる予算を確保できるのか、大変疑問を抱きます。

また、昨年9月の庁内のプロジェクトチームの報告書に「健全な財政運営を優先させれば、病院をあきらめざるを得ないほど厳しい」とあり、「通常レベルでの削減は限界に来ており、今後のさらなる行財政改革が必要になる」、「現在実施している公共サービスの廃止や公共施設を閉鎖するぐらいの覚悟が必要である」とあるように、病院事業がなくとも今後ますます厳しい行財政改革が必要になります。

そこで、市長に質問をいたします。現在、病院事業に対し、一般財源からの交付税算入分のみの繰り出しを考えているのか。次に、市民サービス全体における地域医療の優先度を、いつ、どのように位置づけるのか、見解を伺います。

次に、提言書の中にある「地域ぐるみで病院を育てようという機運」はとても大切だと思います。今まででも、市内の地域医療を守る上で病院を育てる機運が高まっても不思議ではないと思います。今後、市内において地域ぐるみで病院を育てる機運が高まるのかどうか大変疑問に感じております。また、既に市民にとって軽い病気は市内等の診療所、重い病気は市外の設備の整った病院に行くといった住み分けができていたために機運が高まってこないのではないかと考えます。

市長に質問します。この「地域ぐるみで病院を育てようという機運」は高まってきていると考えておられますか、見解を伺います

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 井狩議員の新病院の整備についての4点のご質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、これは井狩議員ご指摘のようなご意見は、昨年からの検討会、そして今年の検討会、市民懇談会からも出されてまして、あり得るご意見だというふうに考えております。通告では慎重と書いてあったんですけれども、反対と仰っていただきまして、明確でありたいんですが、私も全く同感で慎重であります。当初から、象が針の穴を通り抜けるより難しい課題というふうにお話をして、今回まで進めてきております。それと、先般の、今ご指摘いただきました検討委員会でも、昨年の検討委員会でも、市民が市税等を投入する覚悟が必要であると、これが提案の骨格だと思ってまして、やはり厳しいけれども医療、健康を守るためには市民の覚悟が必要だということですので、簡単に欲

しいからつくれるとかそういったものではないというふうに考えております。

ですから、現在は市民の皆さんにすべての選択肢を正直にお示ししているところで、つくるか、つくらないかの相談は、早い判断はまだできないというふうに考えております。

それと、あえて申し上げれば、近隣の病院への、あるいは医療機関への交通網、今ご提案して、議会、市民がご理解いただければ、国交省が積極的に整備しようと言ってくれて数十年のチャンスである国道8号線バイパスができましたら、格段に短くなりますから、そういったことからしても井狩議員のご提案の趣旨が濃厚になってくるのではないかなというふうに考えております。

2点目の、市税の、市の財源の投入ですけど、これは従来からお示しして、今ご質問でも読んでいただきましたように、今は民間病院に何の国からの支援もなしにやっていますけれども、万が一病院をつくるのであれば、つくるかどうか決まっています、つくる場合のシミュレーションとしては、その病院へ投入するお金は、病院の財源はまずは医療収入です。それにプラスして国から来る交付税はそこへ充てると、それと病院の建設とか基本的な維持管理に関しましては、これは国の基準に基づいて支出をすると、これは公共サービスとしての施設整備維持に関する財源は補填すると、それに合わせて現在野洲病院に支援をしている1億から1億数千万円の幅の中で支援をしようという、この3つの財源構成で考えています。

ただ、これも全協で申し上げますように、病院というのは経営体でありますから、年によっては経営がよくなる時がある、場合によっては悪くなるということで、一定の弾力性はありますけど、基本的には現在の野洲病院への支援の枠内で独自支援といいますか、市民病院であれば独自支出をするという考えで、財源構成を考えております。

それと、市民サービスにおける地域医療の優先度、これにつきましては、前から申しますように、ごみとか保育とか、保育は最近民間ということもあり得ますけども、いわゆる市民の基幹的なサービスとそうでないサービスがあります。そういった中で、例えば博物館を持つぐらいだったら医療機関があったほうがいいんじゃないかとか、温水プールが持てるぐらいだったら身近なところに安心できる医療機関があったらいいんじゃないかという選択を市民の方にさせていただこうと。新たな出費じゃなしに、基幹的な部分、これは生活が成り立たないからだめですけど、なくすわけにはいきませんが、プールだとか博物館とかこういったものに関しては選択をさせていただこうということで優先度を決めたいと。

今のところは、これは野洲病院のあり方もあるので急いでいるわけですけど、あわてて

いるわけではございませんので、今のところ年内ぐらいに一定の方向が出せればということと考えております。

それと、4点目の市民が病院を育てようという機運の高まり、これについては7月の提案でいただいております、私も重要だと思っておりますけれども、これも万が一病院を整備するとしたら経営責任としてはそんな甘いことを言うておられません。質の高い医療サービスを効率的に市民に提供することによって病院を支援していただくという論理になりますので、これは外部からのご提案はそういうことでありますけれども、市としてはまさに逆で発想しないとだめだろうというふうに考えております。

以上、井狩議員の本件のご質問に対するお答えといたします。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をいたします。

（午後 3時 35分 休憩）

（午後 3時 36分 再開）

○議長（田中良隆君） それでは、再開をいたします。

ただいま市長より反問権の主張がありましたので、反問を許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 井狩議員、今結構明確にご意見を賜りましたけど、もう一つ確認したいことは、野洲病院というのは、民間病院がありまして、今市は支援しているという意味では関係を持っています。

野洲病院のことじゃなしに、従来の町、そして新市になってからも野洲病院へ支援をしてきている、これの評価。それと、今後、野洲病院への支援を継続すべきなのかどうか。なぜこれを聞くといいますと、これは私常々言っておりますように、病院を市が整備しない場合、野洲病院への支援という根拠も失われると思っております。いろいろご意見聞いてましても、まだ野洲病院が残るという誤解をしておられる方がいると思うんですが、野洲病院の今年の4月11日からの報告書にもあったように、耐震対策ができてない、資産はない、この中で市に支援をしてくれと、でもこれはだめだという中で今検討しているわけですし、新病院の構想がなくなれば、即かどこまでかは別として、先行きの展開の困難な病院への支援1億数千万というのは通常困難と考えられますけど、そのあたりについてのご見解を示していただきたいと思っております。

○議長（田中良隆君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

第3番、井狩辰也君。

○3番（井狩辰也君） 今、市長の質問で、新病院を整備しないとした場合続けるのかどうかということなんですけれど、即打ち切るということは行わないほうがいいと思います。継続して今まで野洲病院というのは担っていただいたとっておりますけれど、経過を申し上げれば、野洲病院のほうから、昨年度ですかね、野洲病院に対して提案があって、これからの病院事業に対して方向性を示された中で、中核医療のあり方とかも検討されてあるんですけれど、そういう提案をされてきた時点で、一旦経営が難しいという判断なんですけど、その中で、ある一定続けていただけたところまではこのままの状態で行っていったほうがいいと思います。

ただ、おっしゃったように即、補助金を、補助を打ち切るということは、私自身は考えておりません。

以上です。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これまでの評価も聞いたんですけど、ちょっとそこが抜けているので。これまでの評価も示していただきたいのと、続けていっていただきたいのは野洲市の支援をですか、野洲病院が続けるというのか。

4月11日の中では、耐震対策ができてない、結果的に、お医者さんとか使命感を持っている方は別として、お医者さんとか医療スタッフは、中核施設が耐震対策ができてない、そして医療機器がもう更新ができてない。ですから、ここにおいても自分の技量が十分に発揮できていないという、それが結構大きいわけです。

そういう中で、いつまでも市民の税金を1億数千万、今少し絞ってますけど、実際1億数千万つき込まない限りは21億の借金の返済に実際は回ってるわけですから、そういう構造のもとに今議論されているわけですから、続けていっていただきたいということは、野洲市が1億数千万を投入しない限りは続けていっていただけないわけなんですけど、そういうことを踏まえて、続けていっていただきたいというふうに考えておられるのか、そこをもう一段明確にしていきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 井狩君。

○3番（井狩辰也君） その補助を続けていっていただきたいということで、野洲病院に関して、これから恐らく医療収支も年々悪くなっていっている状況の中で、即打ち切るということになれば、やはり今まで担っていただいた部分というのはあると思いますので、段階的に移行していくといえますか、野洲病院さんに対しての補助は今までどおりやって

続けていただきたいんですけど。ただ、このまま行くと、やはり野洲病院としては経営が成り立たなくなっていくのではないかと思いますので、そういった段階において御上会が解散されるのか、そういった状況になると思いますので、そこまでは補助金といいますか、野洲市の補助としては続けていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中良隆君） では、続けて再質問をしてもらって結構です。再質問してください。

○3番（井狩辰也君） 今の最初のご答弁で、覚悟が必要であるとおっしゃいましたけれど、よく都市基盤整備委員会でもいろいろなところで、今市民の方の認識としては、市長がおっしゃるには、あったほうがいいというレベルであると発言をされておられると思いますけれど、その市民の覚悟、今市長は市民の覚悟が必要であるとおっしゃいましたけど、市民の覚悟ができているのかどうか、改めて今どういった認識をお持ちなのか、ご質問させていただきますと思います。

あと病院、これからもし新病院を整備した場合、この2点目の質問に関してなんですけど、一般財源からそういう交付金と、あと今補助している1億から1.数億円の繰り出しを考えておられるということなんですけど、病院事業を取り巻く環境というのは相当厳しいと思います。守山市民病院でも5億円近い赤字を出してますし、そういったものが容易に想定できると思うんですけど、その1.2億円を越えた場合さらに一般財源からの繰り出しということになるのかどうか、今どのようなお考えなのか、その赤字が膨らんだ場合どのようにお考えなのか質問いたします。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 覚悟は、私が言ったのと違って、委員さんが覚悟が要りますよと言っておられて、私は市民に覚悟を求めるつもりは全くないです。これは提言の中に書いてあることで、私は市長として覚悟は求めません。ですから、申し上げたように選択肢をきちっと示して、おのずから判断の行き着くところに、これだったら病院を持ったほうが投資と受益は見合うと判断していただけるかどうかを判断いただこうと思っているので、これは私が覚悟あるかないかとかそういう話をするものでは、私はないと思っています。

さっきも過去の評価が抜けてたと思うんですけども。何か、これ質問じゃないんですよ。真剣な議論で、昭和の60年代から大きなお金をつぎ込みながらほとんど返ってない、ここにまだ借金の実際は原資である1億数千万を国の支援も受けないで払い続けてきている

と。実際、機能は落ちてきているわけです。これをいつまで続けるのか。

さっきのお話でしたら、御上会が続けられないと言われるところまでは続けてほしいと。野洲市のお金は、それこそ、じゃ続けられるか続けられないかは、今まさに井狩議員のご質問と一緒に、新しい病院つくったと、補填は今までの上限が1億数千万、5000万ぐらいと考えるけど、それが2億になってもつぎ込むのかとおっしゃるんですけども、全く同じことですよ。野洲病院に対する支援が今1億から数千万、これが言葉はよくないんですけども、衰弱死か野垂れ死にするまでは続けていってほしいという見解をはっきり示されたんですが。じゃ、これが幾ら要るのか、今は1億数千万だけど、いやいや、もう大変で医療事故が起こって2億円くださいとか3億円くださいとか、自分の意見を示さないで問われてるんで、私は答えますけれども、全く同じことで、もっと真剣な議論が私は要ると思っております。

ですから、基本的に新病院を持つのはすごく慎重です。ただ、何がきっかけと言え、いろんな市民のお声を聞いているのと、在宅、開業医の方が身近なところで自分が診てる患者さんを送っていけると、そういったことを考えると、幾ら車で10分、15分であっても、もっと気軽に行ける安心できる市民の病院というものが欲しいという声があるので、今選択肢として提供しているということですから、覚悟があるとかないとかいうのは、これはもう私がいう話ではないというふうに考えています。

○議長（田中良隆君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 市長が覚悟があるかどうかということに関して発言する立場にないということなんですかね。その覚悟というのはやはり、例えば新病院を持つにしても、先ほどの質問ですけど、赤字になった場合やはり市税を投入していくわけですから、そういった中で優先順位をつけるのか、どこかから新しい税を見つけてくるのか、どちらにしても市民に対して負担を伴うものだと思います。今シミュレーションしていただいておりますけれど、シミュレーションというのは本当に不確定な部分が多いと思いますけれど、地域で地域医療を守るという気持ちといいますか、そういった覚悟というのは、一つの判断の大きな要素になると私は思います。市民の方にそういう情報を提供されるというのはわかりますけど、そういった覚悟について、やはりどういった見解なのか、改めてお伺いしたいと思います。

あと、最後ですので、慎重であるということをおっしゃいましたので、私自身も慎重に判断はさせていただきたいと思っておりますので、まちの雰囲気としても整備するような

雰囲気になってますので、方向性として改めて本当に慎重に判断をしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を。

○議長（田中良隆君） 質問やないの。

○3番（井狩辰也君） 質問と、もう終わりなんで。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何かね、誤解があるのと違いますか。本当に、これは申しわけない。コミュニケーションができてないと思ってます。

提言書の文言を私は読んだだけなんです。私は、それで覚悟という判断じゃなしに、政策判断として、おのずから市民の方が客観的に判断いただけるような作業を、専門家、職員、そして市民の方と一緒にやってるつもりでしてます。

ですから、えいやで、いわゆる清水の舞台から飛び降りて、病院を持つか持たんかというんじゃないし、覚悟というのは、これは本当に佐古先生がおっしゃった言葉が、皆さんが共感されたから入っている言葉なんですけれども、私の解釈としては、さっき申し上げたように、温水プールを持ったり豪華な博物館を持つぐらいなら病院があったほうがいいんじゃないかという、こういう選択肢を市民が合意形成されることだというふうに思ってますので、私の言葉で覚悟は言ってないので、覚悟については述べられません。

それと、病院をつくる、何かもう決まってる、それは全然決まってないですよ。私は、どこ行っちゃって、つくるかつくらないかはまだわかりませんとはっきり言ってます。むしろ、そういうことがあるのであれば、議員各位がそうではないと言っていたほうがいいので、一般の市民の方が言われるのやったらわかりますけど、全協でも委員会でもきちっと言ってるのに、ここの議場でそういうムードがあるのでどうかと言われたって、これは私はお答えできかねます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（田中良隆君） ご苦労様でした。野洲病院に関しましては、これからあと2人の質問もございます。今、井狩議員がトップバッターでやってくれましたが、まだまだ議論を深めないかんという、そんな気がいたします。

お諮りをいたしたいと思えます。本日の会議につきましては、これにてとどめます。延会をしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君）　ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明5日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて延会をいたします。（午後3時51分　延会）



野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年 9月 4日

野洲市議会議長 田 中 良 隆

署 名 議 員 太 田 健 一

署 名 議 員 野 並 享 子

